

## 平成30年度 第1回 青森県公共事業再評価等審議委員会

日 時 平成30年6月28日(木) 13:00～16:00

場 所 アラスカ 地下1階「サファイア」

### 【開会】

(司会)

ただ今から、平成30年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会を開会いたします。  
開会に当たりまして、橋本企画政策部次長より、ご挨拶を申し上げます。

### 【あいさつ】

(橋本次長)

それでは平成30年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、県行政の推進にあたり平素から格別のご理解とご協力を、またお忙しいところ今回の第1回の委員会にご出席を賜り、厚く感謝を申し上げます。

当委員会は平成10年度に第1期委員会として設立されたものであり、今年度からは第11期の委員会として2年間、皆様にご審議いただくこととなりました。皆様におかれましては、大変お忙しいと思いますが、委員として今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

さて、本県の社会資本の整備につきましては、地震や水害など甚大な被害をもたらす自然災害への備えや交流人口の拡大、あるいは快適な生活環境などに向け、また県内各地域のさらなる発展に向け、今後も着実に公共事業を実施し整備を推進していくことが必要と考えております。一方、限りのある県予算の中で公共事業を実施していくためには、選択と重点化、財源の有効活用に努めるのはもちろんのこと、県民の皆様から十分にご理解をいただけるよう、当委員会からのご意見もいただきながら公共事業の再評価及び事後評価を実施するとともに、その過程を広く積極的に公開して県民の皆様への説明責任を果たしていくことが何よりも大事であるというふうに考えてございます。

本日は長時間の会議になりますが、公共事業の実施過程における客観性、透明性の向上及び効率的執行の確保に向けて皆様にご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

## 【委員等紹介】

(司会)

本日は第11期委員会として初めての会議であり、また県の人事異動もございましたので、委員の皆様と県側の出席者をご紹介します。それでは委員の皆様から、名簿順にご紹介いたします。

阿波委員です。(八戸工業大学の阿波と申します。土木工学が専門でございます。どうぞよろしくお願いいたします。)

泉委員です。(泉と申します。専門は農業土木関係でございます。よろしくお願いいたします。)

内海委員です。(内海青果の内海と申します。うちは野菜の卸・販売をしておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。)

高松委員です。(北里大学の高松と申します。専門は農業土木です。よろしくお願いいたします。)

丹治委員です。(北里大学の丹治と申します。今は理科研の研究室におりますけれども、4年ほど前に十和田に来まして、その前は海洋工学とか水資源とかをやっておりましたので、それに絡めた環境のことを今、やっています。よろしくお願いいたします。)

南委員です。(八戸高専の南でございます。専門は土木工学です。どうぞ、よろしくお願いいたします。)

山端委員です。(一般の方から入れさせていただきました山端と申します。よろしくお願いいたします。)

渡辺委員です。(函館工専の渡辺でございます。専門は土木工学でございます。昨年度に引き続き、よろしくお願いいたします。)

続きまして県側の出席者をご紹介します。

まず企画政策部です。ただ今、ご挨拶を申しあげました橋本次長です。

続きまして県土整備部です。新井田理事です。

鈴木 整備企画課長です。

下村 道路課長です。

田中 河川砂防課長です。

岡前 都市計画課長です。

さて、本委員会の会議は青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領第2第2項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は8名の委員にご出席いただいておりますので、会議が成立しますことをご報告いたします。

それでは議事に入ります。本日は委員改選後の最初の委員会でございますので、委員長が選任されるまでの間、橋本企画政策部次長が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議事】

(橋本次長)

それでは委員長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきます。

さっそく委員長の選任に入らせていただきます。委員長は、青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱第5第2項の規定に基づきまして、委員の皆様の互選により選任されることとなっております。互選につきましてご意見等ございますでしょうか。

もし、よろしければ事務局の方から案を説明させていただきたいと思います。事務局といたしましては、今回は第11期でございますが、前期におきまして委員長を務められました阿波委員に引き続き今期においても委員長をお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

(委員一同)

異議なし。

(橋本次長)

異議なしということでございます。委員の皆様のご了承をいただきましたので、それでは阿波委員に委員長をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここから先は阿波委員長に委員長席にお移りいただきまして議事の進行をお願いいたします。

(阿波委員長)

それでは、ただ今、委員長に選任されました八戸工業大学の阿波と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

本日、新しく改選ということで新任の委員の方もたくさんいらっしゃるところでございます。なかなか分からないこともあるかと思っておりますので忌憚なくご質問をいただければと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

それではこの後、お手元の次第に従いまして議事の方を進めていきたいと思っております。

それでは続きまして委員長の職務代理者を決定いたします。こちらは青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱第5第4項に、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。」とありますので、私の方から職務代理者を指名いたします。

職務代理者につきましては、本日はご欠席されておりますが、弘前大学の大橋委員にお願いしたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。前期に引き続き大橋委員にお願いをしたいということでございます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは大橋委員に決定させていただきます。

続きまして、議事に入る前に、ここで委員会の基本的な事項について確認させていただきます。3つございます。まず第1点目でございます。会議は、委員会運営要領第3に基づき、公開といたします。2点目でございます。審議内容は、委員会の資料とともに事務局の企画調整課で公表・縦覧します。なお、議事録の公表に当たっては、各委員の了解を得て行うこととします。3つ目でございます。委員会終了後、報道機関などの取材対応は委員長に一任くださるようお願いいたします。

以上、委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは続きまして議事の2つ目でございます。平成30年度公共事業再評価等審議委員会のスケジュールについて、事務局から説明してもらいます。よろしくようお願いいたします。

(事務局)

それではスケジュールについて説明をいたします。

本日、配付させていただいた資料の1番、こちらが委員会のスケジュール案というものになっております。現時点での想定スケジュールについてご説明させていただきます。

今年度の委員会につきましては3回の開催を想定しております。

評価ごとのスケジュールについてご説明いたします。まず再評価についてでございます。本日は県の対応方針案についてのご審議、現地調査の可否等についてのご検討と委員会意見の決定までをお願いしたいと考えております。現地調査を実施すると決定された場合には、現地調査地区以外の地区についての委員会の意見を決定し、後日、現地調査を行ったところの委員会の意見を決定することとしております。次回の第2回の委員会は8月下旬を予定しており、現地調査をしていただき、地元の関係者等からのご意見を聴取した上で現地調査地区に対する委員会の意見を決定するということとしております。第3回目の委員会は10月に予定しておりまして、正式に知事の方に提出する意見書の決定ということで、附帯意見があれば附帯意見、あるいは文章の整理等を行いたいと思っております。

続きまして事後評価についてでございます。これも第3回の委員会で行っていただくわけでございますが、事後評価につきましては昨年度、既に対象事業となる3つの事業を選定していただいておりますので、3つの事業について事後評価を行っていただき、委員会の意見を取りまとめいただくということをしていただきます。そして来年度の事後評価の対象事業について、その場で選定していただくということも予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

意見書の提出につきましては11月中に行うということを考えております。なお、ご審議の状況によりましては、3回で収まらないという場合があれば4回目ということも想定されているところでございます。その場合は第3回目の委員会を9月に行い、第4回目の委員会を10月に開催していただき、知事への報告は11月というところで調整させていただきたいと思っております。

年間のスケジュールの概要は以上のとおりでございますけれども、詳細な日程や審議内

容等につきましては委員会での議論を踏まえながら、その都度、委員長とご相談をいたしまして、事務局からご連絡申し上げますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

それでは委員の皆様方から、今年度の委員会のスケジュールにつきましてご質問がございましたらお願いいたします。

基本的に3回の審議を予定しているということでございます。2回目の現地調査につきましては、必要に応じて実施するというところでございますので、本日、この後、委員の皆様方からご意見をちょうだいしてその必要性を判断していきたいと思っております。ちなみに、昨年は現地調査に行っておりませんので、そういったこともあるということもございますので、よろしくお願いいたします。

それでは今年度の委員会につきましては、このスケジュールに従いまして進めさせていただくこととします。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、再評価の対象事業の審議に入ります。まず今年度、本委員会で審議する事業を確認いたします。今年度の再評価対象事業について、事務局から説明してください。

(事務局)

対象事業について説明させていただきます。お手元の委員会資料、赤色のファイルの方でございますけれども、この対象事業総括表というタグが付いているところをおめくりいただきますと、平成30年度 公共事業再評価対象事業総括表というものがございます。

今年度は農林水産部関係が0となっており、県土整備部関係14件が再評価の対象となっております。課別の内訳といたしましては、道路課6件、河川砂防課7件、都市計画課1件となっております。

続きまして対象事業一覧表というタグが付いたところをおめくりいただきたいと思います。こちらは対象事業一覧表になっておりまして、右側の方に再評価とした理由というところが書いておりますけれども、再評価後5年を経過している事業として対象となったものが13件、継続10年というもので対象となったものが1件となっております。

なお、以前配布した資料の中で、14番として下水道事業、岩木川というものがありましたが、これは平成26年度に既に完了しているということでございまして、対象から除かれるという形で整理させていただいております。

今年度の再評価対象事業については以上でございます。

(阿波委員長)

ありがとうございます。今年度は全部で14件ということでございまして、道路課が6件、河川砂防課が7件、都市計画課が1件ということでございますので、改めてご確認のほど、よろしく願いいたします。

それでは続きまして議事の3に入ります。平成30年度公共事業再評価対象事業に係る県対応方針案の審議でございます。まず審議の進め方でございますが、担当課が所轄する事業について一括して説明を行っていただきます。例えば道路課、河川砂防課、都市計画課という順番で県の方から一括して対象事業についてまずご説明をいただきます。その後、委員の皆様には事前に質問のやり取りをしていただいておりますが、改めて県の担当課からのご説明を聞いていただくことによって再確認したいことや新たに質問なども出てくるかと思っております。そこで各課の説明が終了するごとにご質問やご意見をお受けすることとしますので、よろしく願いいたします。

また、審議を通じて委員会意見の決定にあたり現地に出向いて現場を見る必要がある、または地元の関係者から話を聴く、意見を聴取する必要があると判断される地区がございましたら、審議終了後に第2回目の委員会で行います現地調査地区として選定したいと考えております。

本日は委員会意見の決定まで行いたいと思っております。もし第2回目の委員会として現地調査を実施するというのであれば、それ以外の地区についての委員会意見を決定させていただきます。

委員の皆様、そのような形でよろしいでしょうか。

かなり担当課の説明と質疑の時間がかかるかと思っておりますので、途中、14時30分、2時30分頃を目途に一旦休憩を挟みながら進めていきたいと思っております。時間的な制約もございますので、県の説明者は個々の調書により事業の要点、ポイントを要領よく説明してください。また委員の皆様におかれましても、円滑な審議の進行にご協力いただければ幸いです。

それでは、審議に入っていきたいと思っております。まず、事業の内容の個別の説明に入る前に、大橋委員から道路事業に関する費用対効果分析全般についてのご質問がございましたので、事務局及び担当課から回答をお願いいたします。

(事務局)

それでは事務局からご説明させていただきます。資料の方は本日配布いたしました資料で、資料2というホチキス止めをされた資料があると思っております。それに質問に係る事業の一覧表が1枚目に載っておりますけれども、事業全般に係るものとして1枚めくっていただきますと大橋委員からの質問ということで、H30-1～6の道路事業全般に関する質問ということでございます。

質問の内容につきましては、この道路事業の費用対効果、いわゆるB/Cについてでござ

います。B/C、これが1を下回るものについては費用に見合った便益が得られないと判断するのが自然なのではないかと。これはあくまでも学術的な観点で、ということで添えられておりますけれども、例えば便益として定量化できないものがあるなら、それらを備考欄に記載することで費用に見合わない公共事業をしているわけではないということをちゃんと評価書に残すべきではないかというご指摘と、また本来の事業全体を細分化して評価しているので、部分的な名目上のB/Cが低くなっているのであれば、その旨についても評価書の方に記載すべきではないかというご質問、ご提案でございました。

企画調整課事務局からの回答といたしましては、道路事業につきましてはこれまでも当たり前に走行時間短縮でありますとか走行経費減少、あるいは交通事故の減少といった便益で評価すると、それだけで評価するとその必要性が高いにも関わらず従来の方法ということでは十分な評価を得られないという問題が過去、ございまして、青森県公共事業再評価システム検討委員会にご審議いただいて、了承していただいた上で平成18年10月に道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要綱を制定し、費用便益費算定の方法に5つの項目を加えて評価を実施するというを開始したところでございます。

平成22年度からは、これに加えまして地域修正係数というものをを用いた評価手法を導入し評価を実施しているところでございます。これらを行うことによりまして、費用対効果はB/Cという形で評価調書の方にも明記されておりますけれども、それにつきましては1を上回っているということの評価書の上では明示しているわけでございますけれども、委員のご指摘としましては、そういったところをちゃんと分かりやすく備考欄なども使いながら分かるように記載をしてはどうかという趣旨であると感じておりますので、事務局といたしましては、今後、こういった大橋委員の発言の趣旨が評価調書においてより理解されやすくなるような工夫ができるのではないかと考えておりますので、ここを工夫してまいりたいと考えているところでございます。

事務局からの回答は以上でございます。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

この費用対効果分析につきましては、この委員会の中でも度々議論されていることとございまして、どうしてもB/C、特にベネフィットの部分ですね、事業効果の中でも特に貨幣価値化できる効果について示されているものでございます。そういったことから、どうしても事業の目的、役割の中で貨幣価値化できないような、当然目的も効果も含まれているわけとございまして、そういった部分につきましては、やはり調書の中でその必要性であったり効率性、有効性、そういったものを我々、委員会の中で判断していきながら審議をしていく。総合的にB/Cも含めて総合的にその事業効果を審議していくということが必要なのではないかなと考えておりますので、どうぞ、その旨、ご理解をいただきましてご審議をいただければと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

先ほどの事務局の説明に対しまして、委員の皆様方からご質問やご意見はございますでしょうか。

(丹治委員)

B/Cで見ていくというのも一つなんですけれども、既にもう着工しているので、B/Cって複数の指標の中のどれを優先して採るかという判断基準なので、もう既に着工しているものについてB/Cということと言ってもほとんど意味がないと思います。

なので、もう一つは、予想された便益が発生したかどうかというのがもう一つの判断基準かなと思いますので、できれば、思ったほどうまくいかなかったというのであれば、次に別の事業をやる時にそういうことを考慮した方がいいと思いますし、うまくいったら逆の意味で参考になると思いますので、B/Cだけでなく便益ということについても整理していただけたらと思います。

(阿波委員長)

その他、委員の皆様方からご発言ございますか。よろしいでしょうか。

それでは特にないようでございますので、事業内容の説明に入っていきたいと思います。それではまず道路課からお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(道路課)

道路課長の下村と申します。よろしくをお願いいたします。

個別の案件に入る前に、私の方から道路事業の概要について簡単に説明させていただきます。

県の道路課が所管する事業についてですが、県で管理しています国道、また県道につきまして、その整備、また日々の管理というものを行ってございます。具体的には地域高規格道路ということで、幹線道路になっております下北半島縦貫道路の整備を始め、バイパスですとか、あと普通の道路の拡幅、そういったものを改築事業と呼んでおりますけれども、そういった事業の他に橋梁ですとか、そういった道路の施設の維持管理、更新、そういったものをはじめ側道の整備、それから冬季間の除雪、それと災害を未然に防ぐための災害防除といった取組を行ってございます。

県としましては限られた財源でありますけれども地域の方々のご要望に応えるよう、効率的、効果的な整備に今後努めてまいりたいと考えてございます。

個別の事業内容につきまして、担当の方から説明させますのでよろしくをお願いいたします。

(道路課)

道路課の田中と申します。よろしくをお願いいたします。



個別の箇所の説明に入る前に、大橋委員からありました道路事業全般に対する質問について回答いたします。事前質問の2ページの下の方をご覧ください。

「道路事業全般についてですが、費用便益の算定に用いている交通量は適切ですか。それは担保されていますか。」というご質問についてですが、算定に用いている交通量は概ね5年ごとに行われている道路交通センサス、これは全国道路・街路交通情勢調査のことですが、この交通量を基本としております。また交通量の伸び率は、国土交通省が作成している北東北ブロックの年次伸び率表を用いて将来交通量を推計しております。これらの値につきましては、公共事業等の道路設計を行う場合に日常的に用いているものであり、適切であると考えております。

また、根拠資料の添付につきましては、添付資料の範囲等について後ほどご相談させていただきたいと思っております。

それでは個別の事業の説明に入らせていただきます。座って説明させていただきます。

まず再評価調書、整理番号H30-1をお願いいたします。

1の事業概要ですが、事業種別は道路改築事業、事業名は県道改築事業、常海橋銀線 福館～女鹿沢工区です。

はじめに、事前のご質問にお答えいたしますので、事前質問の2ページをご覧ください。大橋委員のご質問ですが、①の「津軽半島地域と津軽地域の用語の使い方はどうなっていますか。」ということですが、記載が混在しておりましたので、津軽地域へ統一いたしました。②と③はご指摘のとおりですので、工事期間の「工期」と「国道339号」へ修正いたしました。

続いて事前質問の4ページをご覧ください。南委員のご質問ですが、①として事業概要の終了予定年度に記載されている年度の意味ですが、ご質問のとおり前回評価では平成30年度の終了予定としておりましたが、平成30年3月に「平成35年度に工期を変更した」ということでございます。

②はご指摘のとおり「都市」へ修正いたしました。③は今年度で再評価3回目ですので、修正いたしました。④はご指摘のとおり「による」に修正いたしました。⑤の事業全体の投資効率性で、維持修繕費に差が生じている理由ですが、上段の単純合計は既存の路線での実績を参考に算定した検討年数である50年間でかかると想定される維持管理費です。対して、下段の現在価値は想定される維持管理費を現在価値化したものです。

次のページに資料を添付してございます。費用の現在価値算定表をご覧ください。現在と将来のお金の価値を比較し、将来かかると想定される維持修繕費を現在の価値に割り戻して合計すると、単純合計した8億3,500万円より小さい2億8,400万円となります。

前のページに戻っていただきまして、⑥の初年便益は供用開始年次の単年度便益としております。

以上が事前質問へのお答えでした。

調書の説明をいたしますので、1/3にお戻りください。本事業の再評価実施要件は、再

評価後5年となっております。事業方法は交付金事業で行っており、国からの交付金が58%、県の負担が42%となっております。

平成11年度の事業採択で、終了予定年度は前回の評価では平成30年度としておりましたが、見直しを行い、平成35年度としております。

事業目的ですが、本路線は北津軽郡板柳町常海橋地内を起点とし、藤崎町福館を經由し、青森市の旧浪岡町銀地内で国道7号へ接続する主要道路です。当該工区は青森空港と岩木山麓を結ぶ津軽横断道路の一部をなすもので、青森空港、新幹線新青森駅へのアクセス道路であることから、利便性や定時性の確保を目的としてバイパス事業を実施しております。

主な事業内容の変更はございませんが、概要を添付資料でご説明いたします。5枚ほどめくっていただきまして、説明資料の1ページ、(2)の詳細位置図をご覧ください。本工区は津軽横断道路約16kmの一部をなすものです。裏面の説明資料の2ページ、(3)の全体計画平面図をご覧ください。延長5,060mの新設道路となっております。

調書の3-1の方へお戻りください。総事業費は30億円から39億6,000万円に増額となっております。これは軟弱地盤対策が必要になったこと、環境調査の結果により猛禽類の生息環境保全の対策工を追加したことなどによります。

2の評価指標及び項目別評価についてご説明いたします。事業の進捗状況ですが、今後の阻害要因はないものの公共事業費の削減傾向の中で、一時事業休止していたこと、猛禽類の生息が確認され、調査結果の地元説明が必要になったこともあり、計画全体に対する本年度までの進捗率は26.1%となっており、終了予定年度を5年間延期したことから、大項目はB評価としております。

社会情勢の変化ですが、大きな変化はなく、早期完成が継続して求められていることから、大項目はA評価としております。

費用対効果分析の要因変化については、総事業費の増加によりB/Cが減少しております。このことから大項目はB評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況及び評価に当たり特に考慮すべき点については、共に大項目をA評価としております。

3のお諮りいたします対応方針は、事業の進捗状況及び費用対効果分析の要因変化がB評価であるものの、当該事業は早期完成が望まれている津軽横断道路の一部として位置付けられていること、これまで実施してきた環境調査・猛禽類調査の結果に基づき環境負荷を抑えた工法の検討が進められていることから、着実に事業を進める必要があり、対応方針を「継続」としております。

次に整理番号のH30-2をお願いします。

1の事業概要ですが、事業種別は道路改築事業、事業名は県道改築事業、増田浅虫線 増田～浅虫工区です。本事業の再評価実施要件は再評価後5年です。平成10年度に事業採択され、終了予定年度は再評価時は平成32年度としておりましたが、今回見直しを行い、平成34年度としております。事業方法は交付金事業で行っており、国からの交付金が58%、

県の負担が42%となっております。

事業目的ですが、本路線は東津軽郡平内町大字増田地区を起点とし、浅虫温泉街を經由し、青森市大字浅虫地区の国道4号に接続する延長約5.2kmの道路です。当該工区は舗装がされていない砂利道であり、幅員が2.5mの区間があるなど非常に狭く、さらに急勾配が連続し交通の隘路となっております。このことから隘路区間解消を目的に整備を進めております。

主な事業内容は前回の再評価時から変更はございませんが、概要を添付資料でご説明いたします。5枚めくっていただき、説明資料の1ページ、(2)の詳細位置図をご覧ください。青森市大字浅虫の国道4号から内陸側へ約2.0kmの地点から平内町大字増田までの約1.9kmの区間です。

1枚めくっていただき3ページ目の写真をご覧ください。砂利道で幅員が非常に狭くなっております。③の写真を見ますと、雨が降った際には表面の砂利が流れるという状況になってございます。

調書の1/3にお戻りください。総事業費は再評価時と変更はございません。

2の評価指標及び項目別評価についてご説明をいたします。事業の進捗状況ですが、公共事業費の削減の中で、平成17年度、18年度と事業休止したこと、河川や農道、国有林の管理者などとの調整に不測の日数を要したことなどにより事業の進捗率は43.3%となっております。関係機関との協議も概ね完了したことから、今後は円滑に事業が進捗する見込みですが、終了予定年度を2年間延期したことから大項目はB評価としております。

社会経済情勢の変化ですが、大きな変化はなく、平内町から継続して改善が求められていることから、大項目をA評価としております。

費用対効果分析の要因変化ですが、今回の再評価では前回評価時からほぼ変化がなく、大項目をA評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況及び評価に当たり特に考慮すべき点については、共に大項目をA評価としております。

3のお諮りいたします対応方針は、事業の進捗状況がB評価であるものの、幅員狭小、急勾配の砂利道で、降雨により路面状況が悪化するため、安全で円滑な通行に支障をきたし、平内町から当該路線の現状改善について要望がされております。今後の事業推進にも大きな阻害要因がないことから、着実に事業を推進し、事業効果の発現を図る必要があり、「継続」としております。

続きまして整理番号H30-3をお願いします。

事業の概要ですが、事業種別は道路改築事業、事業名は国道改築事業、国道339号 今泉～太田工区です。

はじめに事前のご質問にお答えいたしますので、事前質問の3ページをご覧ください。権委員のご質問ですが、「事業費は7億4,000万円増加した理由を教えてください。」とのこと。これは現場発生土の搬出先が遠方になったことによるものが約4億4,000万

円、切土法面、地山を掘削した道路の法面のことですが、切土法面の地下水が高く脆弱な地層を含む地盤であったため、崩落を防止するための法面对策工に約3億円増加し、合わせて7億4,000万円の増額となっております。

次に事前質問の6ページをご覧ください。南委員のご質問ですが、「便益がマイナスとはどのような意味ですか。交通事故が増えるとのことですか。」ということについてですが、バイパスの整備により主要交差点の数が1ヶ所から3ヶ所に増えることから、整備ありの場合の方が便益が減少するという結果になっております。

調書の説明をいたしますので1/3へお戻りください。

本事業の再評価実施要件は、再評価後5年です。事業方法は交付金事業により行っており、国からの交付金が58%、県の負担が42%となっております。平成16年度の事業採択で終了予定年度は、前回評価時は平成29年度でしたが、見直しを行い、平成35年度としております。

事業目的ですが、一般国道339号は弘前市を起点とし、東津軽郡外ヶ浜町に至る延長12.5kmの幹線道路です。当該工区は急カーブ、急勾配が連続しており、特に冬期降雪期には路面凍結により隘路区間となっております。このため、安全で円滑な交通確保、緊急輸送道路としての機能確保、津軽半島周遊の観光振興に寄与することなどを目的としてバイパスの整備を進めております。

主な事業内容の変更はございませんが、概要を添付資料でご説明します。5枚めくっていただき、説明資料の2ページ、(3)の全体計画平面図をご覧ください。緑色の実線が現道を表しており、数字は3ページの写真の撮影場所となっております。写真のとおり急カーブが連続している状況です。平面図の黒実線の区間は改良済の区間で、約1kmございます。昨年度から赤実線の区間の改良工、230mほどありますが、この部分の改良工を行っております。黄色は今後、施工を予定している区間です。

調書の1/3へお戻りください。総事業費は、事前のご質問でお答えしたとおり、現場発生土の運搬や切土法面の安全対策により前回の13億から20億2,200万円に増額しております。

2の評価指標及び項目別評価についてご説明します。事業の進捗状況についてですが、計画全体に対する事業進捗率は59%となっております。用地進捗率は99.2%、残件数は1件という状況で、今後は円滑に事業が進捗する見込みですが、終了予定年度を6年間延期したことから、大項目はB評価としております。

社会経済情勢の変化ですが、大きな変化はなく、地元市町村で構成する国道339号整備促進期成同盟会から、隘路箇所早期解消の要望が継続して出されていることから、大項目をA評価としております。

費用対効果分析の要因変化ですが、今回の再評価では事業費が増加したことにより当初計画時よりB/Cが低下していることから、大項目をB評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況及び評価に当たり特に考慮すべき点については、共に大項

目はA評価としております。

3のお諮りいたします対応方針については、事業の進捗状況、費用対効果分析の要因変化がB評価となっているものの、当該路線が半島の産業振興に寄与する観光道路と位置付けられていることや、第二次緊急輸送道路に指定されていることから、現道隘路の早期解消を図る必要があり、「継続」としております。

続きまして整理番号H30-4をお願いします。

事業概要ですが、事業種別は道路改築事業、事業名は県道改築事業、再賀木造線 千年～善積工区です。本事業の再評価実施要件は、再評価後5年です。事業方法は交付金事業により行っており、国からの交付金が58%、県の負担が42%となっております。平成5年度に事業採択され、終了予定年度は前回の再評価時は平成32年度でしたが、今回見直しを行い、平成35年度としております。

事業目的ですが、本路線はつがる市、稲垣町、千年の県道豊川館岡線の交差点を起点とし、つがる市木造芦沼の県道川除木造線に接続するつがる市北部を南北に走り、地域の生活を支える道路です。当該工区の千年～善積間は車道幅員が狭小で、車両のすれ違いに支障をきたしているため、安全で円滑な交通の確保と利便性の向上を目的として、約4.9kmのバイパス整備を進めております。主な事業内容は前回の再評価時から変更ございませんが、概要を添付資料でご説明いたします。

4枚めくっていただき、説明資料の2ページです。(3)の全体計画平面図をご覧ください。北側の県道豊川館岡線から途中で林五所川原線を含み4.93kmの整備を行うものです。紫の実線は既に供用している区間で、1.46kmございます。赤実線は昨年度から実施している区間で約600mほどございます。黄色実線は今年度以降の実施予定場所でございます。黒の実線は780mほどございますが、既に改良済の区間となっております。

調書の1/3ページにお戻りください。総事業費は前回の再評価時の32億8,200万円から33億5,800万円へ増加しております。これは軟弱地盤対策工法の増工によるものです。

2の評価指標及び項目別評価についてご説明いたします。事業の進捗状況ですが、平成5年度から事業着手いたしました。公共事業費の削減の中で平成17年度の1年間、事業休止したこと、軟弱地盤の対策に不測の日数を要していることなどから、事業進捗率は77%となっております。用地買収が進み、平成30年度末で用地取得が完了する見込みであり、今後は円滑に事業が進捗する見込みですが、完了予定年度を3年間延長していることから、大項目はB評価としております。

社会経済情勢の変化ですが、大きな変化はなく、地元つがる市から整備要望が継続して出されていることから、大項目をA評価としております。

費用対効果分析の要因変化ですが、総事業費の増加によりB/Cが前回評価時から減少していることから、大項目をB評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況及び評価に当たり特に考慮すべき点については、共に大項

目をA評価としております。

3のお諮りいたします対応方針は、事業の進捗状況、費用対効果分析の要因変化がB評価となっているものの、当該工区の整備により公共施設や商業施設へのアクセス向上や交通拠点への定時性が確保され交通体系の確立に寄与するものであり、今後の事業推進に大きな阻害要因がないことから、着実に事業を推進し、事業効果の発現を図る必要があり「継続」としております。

続きまして整理番号H30-5をお願いします。

事業概要ですが、事業種別は道路改築事業、事業名は県道改築事業、国道394号 榎林バイパスです。

はじめに事前のご質問にお答えいたしますので、事前質問6ページの中ほどをご覧ください。南委員のご質問ですが、「便益項目が当初計画時、「-」となっているのは評価しなかったということですか。」ということについてですが、当事業は国庫補助事業として事業化されましたが、現在は社会資本整備総合交付金事業へ移行しております。B/Cの算出では2つの事業で対象となる便益が異なっております。下の方の○のところですが、当初計画時の国庫補助事業では基本便益である走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益が対象となっております。今回の社会資本整備総合交付金事業では、基本便益のほかに追加便益として冬期便益、観光便益、地域振興便益、地域医療便益、防災便益を対象としております。また社会資本整備総合交付金事業では基本便益と追加便益の両便益に地域格差を考慮するための地域修正係数を用いた修正を行い、修正便益として算出しております。

このため、当初計画時は対象とならなかった便益については「-」としておりました。

調書の説明をいたしますので、1/3へお戻りください。

本事業の再評価実施要件は、事業採択後10年を経過した時点で継続している事業です。事業方法は交付金事業により行っており、国からの交付金が63%、県の負担が37%となっております。平成21年度に事業採択で、終了予定年度は当初は平成28年度としておりましたが、今回、見直しを行い、平成34年度としております。

事業目的ですが、本路線は青森県むつ市から弘前市に至る延長178.3kmの幹線道路であり、下北半島の太平洋側を縦走する国道338号と主要幹線道路である国道4号と連絡し、住民生活や経済活動を支える道路となっております。当該工区は幅員狭小、急勾配の解消による安全で円滑な交通確保と、今年度が開通が予定されている高規格幹線道路の上北天間林道路、天間林インターチェンジへのアクセス性向上を目的に整備を進めております。

主な事業内容の変更はございませんが、概要を添付資料でご説明いたします。6枚めくっていただき、説明資料の2ページです。(3)の全体計画平面図をご覧ください。図の紫の実線が現道を表しております。非常に小さいカーブが集落の中で連続しております。右側の方を縦に走っている黒の点線が、国が事業をしている上北天間林道路で、インターチェンジにより本路線と接続されます。赤の実線が現在工事を行っている区間で、上北天間林道路の

今年度の開通に合わせてこちらも開通させる予定としております。図の中央で赤実線と接続している黒の細い実線は七戸町の町道であり、この道路がみちのく有料道路へとつながっていきます。

調書の1/3の方へお戻りください。

総事業費は当初計画時の25億2,800万円から39億2,200万円に増額となっております。これは事業計画の変更はないものの、軟弱地盤対策工の追加や埋蔵文化財発掘調査の実施によるものです。

2の評価指標及び項目別評価についてご説明いたします。事業の進捗状況ですが、計画全体に対する今年度までの進捗率は60.7%となっております。事業効果の発現を図るため、今年度に上北天間林道路のインターチェンジが設置される終点側の1,460mを部分供用する予定としております。起点側の区間についても今後の事業進捗にこれといった阻害要因はありませんが、軟弱地盤対策工に時間を要したことなどにより事業終了予定年度を6年間延長しておりますので、大項目はB評価としております。

社会経済情勢の変化ですが、上北天間林道路の天間林インターチェンジと同時供用し整備効果が発揮される場所ですが、起点側の隘路解消のため、引き続き事業を進める必要があること、また地元七戸町から継続して早期完成の要望があることから、大項目をA評価としております。

費用対効果分析の要因変化ですが、今回の再評価では事業費は増加しましたが冬期便益、防災便益を導入したこと、地域補正係数を導入したことによりB/Cが増加しており、大項目をA評価としております。

コスト削減・代替案の検討状況及び評価に当たり特に考慮すべき点については、共に大項目をA評価としております。

お諮りいたします対応方針については、事業の進捗状況がB評価であるものの、上北道路に直結する重要な道路整備であり、早期に事業効果発現を図る必要があり、今後の事業推進にも大きな阻害要因もないことから、「継続」としております。

続きましてH30-6をお願いします。

1の事業概要ですが、事業種別は道路改築事業、事業名は市町村合併支援事業、名久井岳公園線 法光寺工区です。

はじめに事前のご質問にお答えいたします。事前質問の6ページの下の方をご覧ください。南委員のご質問ですが、(2)の社会経済情勢の変化の必要性の欄ですが、ご指摘のとおり誤字ですので修正いたしました。

調書の説明をいたしますので1/3へお戻りください。本事業の再評価実施要件は、再評価後5年です。事業方法は県単独事業により行っておりますので、県の負担は100%となっております。平成11年度に事業採択され、終了予定年度は前回の再評価時は平成28年度でしたが、今回見直しを行い、平成34年度としております。

事業の目的ですが、本路線は三戸町泉山の県道櫛引上名久井三戸線交差点を起点とし、名

久井岳県立公園の名久井岳南側を通り、南部町高瀬の同路線に再び接続する地域の生活道路及び観光道路となっております。当該工区は名久井岳県立公園東側に位置し、沿線には東北有数の名刹である法光寺や法光寺表参道松並木、また隣接する施設としてはレクリエーション施設の名川チェリリン村などがあります。しかしながら幅員が狭く急勾配、急カーブであり、交通の隘路となっていることから、これらの解消を図り走行安全性の確保、松並木の保護、観光振興を目的に整備を進めております。

主な事業の内容ですが、延長が前回の再評価時の1,875mから625m短縮され1,250mとなっております。これは地元協議に基づきルートの変更を行ったことによるものです。ルートの変更により総事業費が8億4,000万円から6億4,100万円に減少しております。

4枚めくっていただきまして説明資料の1ページ、(2)の詳細地図をご覧ください。名久井岳の東側、法光寺に至る区間です。

次のページ、(3)の全体計画平面図をご覧ください。全体延長1,250mのうち町道に接続するまでの区間である1工区500mが、平成28年度に供用済みとなっております。図の赤の点線が当初の計画ルートでございます。黄色のルートがルートを変更した新しいルートでございます。このことで625m延長が短縮されております。

調書の1/3へお戻りください。

2の評価指標及び項目別評価についてご説明します。事業の進捗状況ですが、公共事業費の削減傾向の中で、平成17、18年度が事業休止となるなど、当該工区への事業費配分が制約される状況が続く、計画全体に対する今年度までの進捗率は86.3%となっております。こうした中、観光施設へのアクセス性向上のため、1工区の500mを平成28年度に供用しております。ルートの変更も完了し、今後の事業進捗に阻害要因はございませんが、終了予定年度を6年間延長したことから、大項目はB評価としております。

社会経済情勢の変化ですが、部分供用していること、松並木の保全が必要なこと、町や地域団体からバイパスの整備要望が継続して出されていることから、大項目をA評価としております。

費用対効果分析の要因変化ですが、事業費の減少によりB/Cが増加していることから、大項目をA評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況及び評価に当たり特に考慮すべき点については、共に大項目をA評価としております。

3のお諮りいたします対応方針は、事業の進捗状況がB評価であるものの、観光エリアへのアクセス道路であることや松並木の保護の重要性から、着実に事業を推進し、供用済みの1工区と併せ事業効果の発現を図る必要があり、「継続」としております。

以上6件が道路課の対象事業についての説明でした。

(阿波委員長)



ありがとうございます。

それでは、この後、ただ今、道路課の方からご説明をいただきました事業の内容の件について、委員の皆様からご質問をお受けしたいと思います。

それではまず一番初めの整理番号30-1まで戻ってください。30-1から順番に事業内容についてご質問等をお受けしたいと思います。

まずは整理番号H30-1でございますが、こちらの方は南先生の方からご質問をいただいておりますが、先生の方から先ほどの担当課の説明について、再度何かご質問やコメントがあればお願いいたします。

(南委員)

初めてということもありまして、資料を事前にいただいてちょっとメモ書き程度に書いたのをここまでまとめていただいて感謝をしたいと思います。丁寧な対応に感謝いたします。

ご回答をいただいておりますので、特にこれについてはさらに質問はありませんけれども、別なことで確認したいのは、1番から6番全てそうなんですけれども、終了予定年度を延期しておりまして、例えば1番は5年延期、2番は2年延期とか、延期するということなんですけれども。例えば1番は5年間、30-2は2年間と、この延期する年度をどのような目安で決めているのか、参考のためにお聞かせいただければと思います。

(道路課)

お答えいたします。工期を延長する際には残っている事業の内容を基に、それと張り付けられると思われる予算、これらを勘案いたしまして延長する年数を決めております。

(南委員)

意地悪な質問になるかもしれませんが、例えば30-1につきまして、これは5年延期をして35年度には完成するというふうに思っていてよろしいでしょうか。

(道路課)

このままの状態であれば完成できるのかなと思っております。

(南委員)

はい、ぜひ、できるだけ工期内、予定内に納めていただいて、住民の方が使えるようにしていただければと思っております。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

それではその他、委員の皆様方から整理番号1番の事業につきましてご質問やコメントがございましたらお願いいたします。

(丹治委員)

最初なので、ちょっとよろしいでしょうか。道路関係、共通のことでちょっと教えていただきたいんですけども。

費用が変化したというのは工法が変わったり対策が変わったりというのは非常によく分かるんですけども、便益の方が変わった原因というのは、これ、ちょっと見てもパッと分からないんですけども。多分1つは、先ほどのお話ですと道路交通センサスの実際の交通量が出たというのが1点と、それからもう1つの年次伸び率の値を変えた、この2点が主なことかなと理解をしているんですけども。1点目はそれでよろしいかどうかというのが1点目でした。

2点目は、便益が結構増えているのがあるんですけど、それが思ったよりも交通量とか減らなかったという理解でよろしいのでしょうか。

その2点、教えていただけたらと思います。

(道路課)

今回のB/C算出に当たりましては、費用便益分析マニュアルというものを私ども使ってB/Cを算出しておりますが、その改定がありまして、各便益の原単位も見直されておりました、そういうものが複合的にありまして、ちょっとB/Cの値が変わってきております。

(丹治委員)

ということは、全部じゃなくてもいいんですけども、どこかの地区で昔のB/Cでやって経年変化を見た場合、どうなったかというのはトレースはされていないのでしょうか。

(道路課)

単純に比較ということはできませんで、それはなぜかといいますと、各便益の原単位が変わったりしているところもございまして。細かいところから一つずつご説明申しあげれば対応できるのですが。

(丹治委員)

すいません、今の質問の意図をちょっと理解していただければいいんですけども。スタンダードが変わったのは分かるんですけども、そうすると今のB/Cの変化というのは交通量が変わったのと、それから将来予測が変わったのとスタンダードが変わったのと、3つが混ざっちゃっているということになるので、これを見ても大きな変化の原因がその3

つのうちのどれか分からないと、どういう対策をしたらいいのかわからなくなっちゃうと思うんですよ。

ですからマニュアルが変わったりしても、どこかの地区で古いマニュアルに従ってやってみると、多分交通量の変化と係数の変化だけであって、基準の変化は入らない形でもチェックができると思うんです。全部の地区でなくても結構ですから、やはりどこか、そういうことをされた方がいいのかという気がするんですけど、という質問です。

(道路課)

マニュアルが変わった時点で古いマニュアルとの比較をしながらもB/Cのチェックは作業として行っておりました。その中で計算だけを見ますとB/Cが移った一番大きな要因は、原単位が見直されたことということで掴んでおります。

(丹治委員)

ありがとうございます。

(阿波委員長)

これは国のマニュアルということですよ。

(道路課)

はい。

(阿波委員長)

そこでは原単位がどういうふうな根拠で変化しているかというのは、何か分かるような資料というものはあるんですか。

(道路課)

原単位の変化した理由まではちょっと今、掴んでおりません。

(阿波委員長)

分かりました。

その他、委員の皆様方からご質問ありますか。よろしいですか。

なければ、次の整理番号2の方に移りたいと思います。最後に全体を通してご質問をいただいても構いません。それでは整理番号2の増田浅虫線の事業説明に対しましてご質問がありましたらお願いします。

(渡辺委員)

(3)の費用対効果分析の要因変化の中の費用便益で、(5)の防災便益を見込めないというのはどういうことでしょうか。

(道路課)

お答えします。幅員が、防災便益をカウントする場合は5.5m以上なければならないと。その要件を確保すると。

(渡辺委員)

それを考えると1から6まで全体に共通するのですが、県のマニュアルで言えば追加便益項目についてです。どれも冬期便益と防災便益しかここに見込んではいないのですが、マニュアルを見ますと観光便益、地域振興便益、地域医療便益もあり、合計5つとなっています。これら3つを見込まないのはなぜでしょうか。

(道路課)

それぞれが条件を満たさないというのがありますし、判然としない。便益としてカウントできるかどうか判然としない。

(渡辺委員)

3の説明の時に、「観光を促進するためにこの道路を」というご説明がありました。そうならば、この観光便益を見込んでもいいんじゃないかなという気がするんですけども。

(道路課)

要件の話になると思うんですけども、観光便益のところに道路が整備されることにより、例えば観光施設へのアクセスが向上したと。その向上した分を便益としてカウントすることになるんですけども、それが少し判然としない。例えば道路整備後にどのくらい道路を整備したことにより観光客が増加するとか、そういう数値を定めれない。

(渡辺委員)

大橋委員の1番の質問に関連して、とにかく道路事業の場合は普通のB/Cで計算をすると1を切ってしまうので、何か対応があるかと考えた時に、その判断というのは県独自でできるんじゃないですか。マニュアルを県で作っているんですから。

例えば、素人考えで申し訳ないのですが、例えばどの1から6の工事も冬場になれば狭隘になって、それで冬期の便益というのはかなりあると思われるのですが。ただ、このマニュアルで冬期の便益をどう考えるかという、その速度でしか評価していません。確かにそれをお金に換算するというのは難しいことだと思いますけれど、冬期間に見込める便益はまだあるのではないのでしょうか。

もうちょっと大胆に県でマニュアルをゆるく判断できるようにされてはいかがでしょうか。

(道路課)

事業をしている方としては、なるべく緩く判断しているんですけど。なかなか、ちょっと難しいところがあります。

(渡辺委員)

大体よく分かりました。ありがとうございました。

(阿波委員長)

おっしゃるとおりで、この道路事業全般についてももう少し事業目的からして便益を見込めるものはないのかということはいろいろ議論の余地はあるのかなとは思っております。

ですので、ご意見がありましたら、その都度、ご発言をいただければと思います。よろしくをお願いします。

(丹治委員)

今の関連で、先ほどB/Cのマニュアルを国のやつを使っているっておっしゃって、多分、補助事業として補助金をもらうためにはその計画書を出さなくてはいけないという話だと思うんです。今、ご質問がありましたのは、多分補助金をもらうかどうかの条件とは別に県としての判断をやるんだったら別の試算があるんじゃないかなというご質問にも思えたものですから、その2つは分けてもいいのかなという気もしたんですけど。

その辺、コメントがあれば教えてください。

(道路課)

後押しいただけるようなご発言で、大変事業をやっている方としては有り難いのですが。ただ、一方で、やはり公共事業の評価というのは透明性、公正の問題というのがありますので、やはり国が使っているマニュアル、ある程度それについては尊重せざるを得ないと。それとは別に評価の視点で別のものを作ってもいいんじゃないかというご意見もありますけれども、我々としてはあくまでも公平な立場でやるためにはやはり準用せざるを得ないというのが現実でございます。

(阿波委員長)

その他、委員の皆様方からご質問があれば。

よろしいですか。じゃあ特にないようでございますので、次の整理番号3番の国道339号の事業説明の内容についてご質問がありましたらお願いいたします。

南委員の方からご意見が出されておりましたが、いかがでしょうか。よろしいですか、このとおりで。

その他、委員の皆様方からいかがでしょうか。追加でご発言、ありますでしょうか。

よろしいですか。特にご意見がないということですので、続きまして整理番号4番、再賀木造線の事業説明についていかがでしょうか。こちらは事業の進捗状況の大項目評価がBになってしまうんですね。前回の評価時から事業期間が延長になるということでB評価ということでよろしいでしょうか。

(道路課)

はい。

(阿波委員長)

その辺の判断というのは、どの辺からBなのかAなのかというのは、3年であればほぼ計画通りではないのかと、その3年でかなりその事業が進捗しているような場合はどのような判断になるのか、その辺の考え方を教えてください。

(道路課)

今回の評価に当たりましては、本来であれば全体、例えば10年というものもありますし、20年というものもあるんですけども、いろいろな比率で考えるという方法もあるかと思うんですけども、今回は延びた段階ではB評価ということで。

(阿波委員長)

分かりました。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(渡辺委員)

ここだけではなくて全体にも関わるんですけども。1～6の道路事業では軟弱地盤対策工法を追加で、当初事業費よりも工事費が増えている部分が多くなっています。逆に次の7番からの港湾ですと、事業費は当初通りとなっています。道路の部分に多いというのは何かあるのでしょうか。当初よりも増えてしまう理由が、埋蔵文化財というのであれば分かるのですが、ただ軟弱地盤であるといえ、例えばこの工事であればそんな山の奥でもないし、近くに道路もあるし、大体分かると思うのですが。どうして金額がこれだけ変化してしまうのか、ちょっと疑問があるんですけども。

(道路課)

当初の全体計画の工程を考えている際には、事業を行う方としてはなるべく早く供用し

て事業効果を出したいということで、順調にいった場合の全体工期を事業期間として定めている場合があるんですけれども。道路の場合は事業に入る前には詳細な調査までは行っておらず、事業に入ってから行う調査がたくさんありますので、事前に把握できる情報量にも限界がありまして。

例えば先生がおっしゃったように軟弱地盤対策なども、道路のルートを決める際には概略では対策工法は検討しているものの、それが実際に事業に入った後に詳細な地質調査を実施したら想定よりも悪かったとか、想定よりも少しお金がかかるような状態になったということになれば、やっぱり少しずつ事業費が増えていくことがございます。

(阿波委員長)

よろしいですか。

それでは続きまして整理番号5番、いかがでしょうか。国道394号榎林バイパスになります。

どうぞ、お願いします。

(泉委員)

細かいことですが、(5)の環境影響への配慮というところですが、区分があつて●が付いているんですが、その上の対応状況のところ、こっちには●がないので、ここ、環境に「配慮している」というところは●かなと思います。

(道路課)

分かりました。対応状況のところ、「配慮している」ところを●とさせていただきます。

(阿波委員長)

では調書の差し替えということでお願いいたします。

こちらも南委員から事前のご質問がございましたが、榎林バイパスにつきまして、この回答で特に問題はございませんか。

それではその他、委員の皆様方からご質問、コメントをよろしくお願いいたします。

よろしいですか。それでは道路課の最後の事業でございます、整理番号6番になります。こちら、委員の皆様方からご質問ございましたらお願いいたします。名久井岳公園線です。こちらの観光便益は出せないんですか。県の基準に照らし合わせてその算出は難しいというケースでしょうか。

(道路課)

ええ、難しいと思っておりました。観光客の入込客数とか、そういうものは把握しております。年々少しずつはこの周辺に来る観光客入込客数は増えているんですけれども、この

道路によっていくら増えたということに限定いたしますと、ちょっと算定は難しいのかな、判断が難しいのかなと思っておりました。

(阿波委員長)

そうですか。

(山端委員)

今の三戸のお話なんですけれど、あそこの松はすごくいいんですね。なので環境的に、バスとかが道路を通ると松が自然に枯れたり傷んでいく、そういう状況があるんじゃないかなと思っていてるんですけれど。そういう環境の影響というのをことさら前から、今はこういうふうになっているからもう少し、もっと何とかという話の積み重ねがもっとアピールできないのかなと。

(道路課)

事業に着手する際にも松並木を保護するというのも前面に打ち出して事業着手しておりました。先ほど説明したように、500mだけ部分的に供用しましたけれども、その500m少しの部分の供用したおかげでかなりの本数の松に車が今は入って行かなくてもいいような状態になっていますので、引き続き、残りの区間を施工しまして、1日でも早くそういう状況を取り除きたいと思っております。

(阿波委員長)

その他、委員の皆様方からございましたらお願いいたします。

(道路課)

環境影響への配慮のところ、●印が抜けておりますので、後で訂正させていただきます。

(阿波委員長)

こちらも次回、差し替えということをお願いします。

どうぞ、お願いします。

(高松委員)

2/3のところの(2)ですけれども、適時性のところの「末並木」ですが「松」では。

(道路課)

すいません、ありがとうございます、訂正します。

(阿波委員長)



こちらも修正して差し替えをお願いします。

いかがでしょうか、よろしいですか。

それでは特にこの道路課、担当課の事業説明についてご意見がないようですので、ここで一旦休憩を挟みたいと思います。10分休憩としたいと思います。今、私の時計で28分だと思います。

<休憩>

(河川砂防課)

河川砂防課長の田中と申します。

当課では洪水や津波、高潮や土砂災害、これらから県民の暮らし、生命、財産を守るための河川や海岸、ダム、砂防、それから急傾斜の事業、これらを実施しています。これらの事業によりまして河川、海岸の堤防、それからダム、砂防堰堤など、これらの施設整備の他に防災、減災のための洪水のハザードマップなどのソフト対策、これらの事業についても現在所管して進めております。

整備の状況ですが、平成29年度末現在、河川の整備率は約39%、海岸については約56%、土砂災害については約33%と、依然低い状況となっております、引き続き河川、海岸事業等を鋭意進めていかなければならないと考えてございます。

今年度、当課で再評価の対象事業は河川が6事業、海岸が1事業でございます。詳細については、これから担当から説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(河川砂防課)

河川砂防課で河川と海岸を担当しています斉藤と申します。座って説明させていただきます。

まず委員の皆様から来ている質問と回答についてご説明をしたいと思いますので、資料の2をお開きください。資料2の7ページです。まず7番、平川河川改修事業に関する南委員からの質問でございます。

まず質問の内容ですけれども2つございまして、回答欄を見ていただきますと、①修正前は改行の位置が間違っていましたということで、修正後、改行を直した形で修正してございます。※マークの修正前というところを見ていただきますと、一の位、総便益が8+5が14になっていますということで、これは表計算の誤りでした。これも四捨五入した形で修正してございます。その関係で平川、十川の総便益を修正したというのが質問に対する回答になります。

8ページをお開きください。番号H30-8、十川広域河川改修事業になります。これも回答欄の一番下を見ていただきますと、コスト縮減の検討状況の中で、河床掘削等による発生土を築堤、旧川の埋立てに流用すると書いていたところです。この旧川がどこかというご質問がございました。これは私どもの記述の誤りでございます。イメージとしましては十川の平面図と横断を示してございますけれども、平面図で赤丸を付けているところが横断面図の作成をしているところになります。ここで黒いところが新しく作った堤防になります。緑のところが古い堤防で、今後掘削を予定している断面図を表記しています。ですので、こういった古い堤防を、新しい堤防を造る際に利用していくということを今回全ての河川でコスト縮減策として書かせていただいております。

続いて9ページになります。番号としてH30-10、七戸川広域河川改修事業でございます。これも、回答欄の方を見ていただきますと、H30-8、十川広域河川改修事業では便益の減に関する項目として赤字で書いております事業期間の見直しによる減という記載があると。一方でH30-10、七戸川広域河川改修事業の中では事業期間の見直しというのが抜けているが、これはなぜかという質問です。

この質問については河川事業全てに関わってきますので詳しく説明したいと思います。

まず回答の方ですけれども、一般的に将来の便益を算定する際には、社会的割引率の影響により供用開始年度が遅くなるほど現在価値化された便益は小さくなると。それを下の表でご説明しますと、まず下の赤い四角にあります。社会的割引率というのは1年間に4%ずつ貨幣の価値は減少するということを示してございます。つまり、そこに書いてあるとおり、平成25年度を基準年としますと、平成25年度が1.0に対して4%ずつ減少していくということになりまして、平成25年度再評価、左の欄を見ていただきますと平成25年を基準年として平成31年が供用開始になるわけですが、社会的割引率が0.79になりまして、それを年便益にかけて現在価値化されたという計算を行ってございます。

それを表にすると、50年間、便益を算定していくというのが河川改修における便益の算定方法でございます。

一方、右の方を見ていただきますと、今回、基準年を平成30年として設定してございます。供用開始年度は平成41年になりますけれども、その結果、社会的割引率が0.65という形になりまして、つまり年々便益が減少した形で計算するというを示してございます。

よって、十川では事業期間を見直すことによって便益は減少したということを記載してございます。

七戸川の話をしてみますと、次のページになります。七戸川も供用開始年度を5年間延長してございます。同様に評価基準年も平成25年から平成30年、赤字で示してございますけれども、5年間スライドしております。つまり平成25年度の再評価では基準年から供用開始まで13年、今回の再評価でも基準年から供用開始まで13年ということで、社会的割引率が一緒の数字になってございますので、工期を延ばしたことによる影響が便益の減少になっていないということで、七戸川については事業期間の見直しという表現を除いている形になってございます。

9ページにいきまして、十川と七戸川、便益の減は各種資産単価の見直しというところがあります。各種資産単価の見直しですけれども、例えば十川の便益を見ていただきますと130億5,200万が平成30年度の再評価では128億5,300万、これは洪水の浸水の区域や戸数の見直しではなく、単に各種資産単価の見直しのみによる減少ということでございます。

なので、今回、私どもの河川改修事業については便益の減は全て各種資産単価の見直し、あるいは工期を延長したことによる減のみの影響となっております。

それでは個別の調書の説明に入らせていただきます。H30-7をお開きください。

まず実施要件になりますけれども、今回、河川砂防課からお諮りしている案件、全てについて再評価後5年ということでお諮りしております。広域河川改修事業の平川、市町村は弘前市・平川市・大鰐町でございます。事業方法ですが、今回、河川砂防課からお諮りしている案件は全てについて国の交付金事業となっております、国と県で50%ずつの負担となっております。採択年度は昭和21年、終了予定は、前回採択時には平成33年としていたものを、今回、平成43年と変更しております。

事業目的になりますが、平川は現況流下能力が低く、これまでに度々浸水被害が発生していることから、概ね20年に1回発生する洪水に対して安全になるよう事業を進めております。

主な内容、事業費については前回の再評価と今回の再評価、変更はございません。

下に移りまして、事業の進捗状況です。計画全体に対して58.4%の進捗状況となっております。

ここで5枚めくっていただきまして、位置図です。平川工区河川改修事業につきましては、平川、引座川、大和沢川、腰巻川の4本からなっております。そこに記載しております平面図ですけれども、基本的に黒が整備済み、緑が今後整備をするという着色になっております。平面図は全て右が上流側、左が下流側となっております、横断面図は全て上流から下流に向かって河川を見た断面図となっております。

まず左下の平川について見ていただきますと、ほぼ全てが黒着色になってございまして、改修区間は上流部を残すのみとなっております。続いて2ページ目の引座川を見ていきますと、引座川につきましては築堤を先行して整備を進めております。築堤が平成30年度で完了する予定であり、今後、河道の掘削を進めていく予定としております。大和沢川にいきますと、大和沢川も今年で概ね築堤は完了する予定となっております。最後、腰巻川ですけれども、全体延長4,150mのうち残っている区間620mについて今後整備を進めて行く予定としております。

調書の1/3にお戻りください。

事業の進捗状況の説明欄になります。今、ご説明したとおり平川、大和沢川、引座川については順調に事業の進捗が図られている状況です。一方で県内の河川事業予算が従前の6割程度の水準で推移してございますので、大規模な事業費が見込まれる腰巻川については事業期間の延長、平成33年から43年にすることにより事業を完成させる見込みとしてございます。

その下、問題点ですけれども、予算規模の関係から事業期間の延長が必要となりますが、その他の阻害要因はありません。

事業の進捗状況の全体評価として、事業期間が延長になったものは全てB評価として今回は評価してございます。

次のページをお願いします。社会経済情勢の変化でございます。まず1番目の行に、全国

と本県の評価を示しております。左の方に全国の評価がありますが、全国各地で局地的豪雨による浸水が発生している。青森県の場合でも平成28年度は岩手県や北海道で甚大な被害が発生しておりますし、平成29年度は秋田県北部で7月、8月と連続して被害が発生している状況です。本県においても平成18年、23年、25年と県内各地で被害が発生している状況でございます。

このような状況の下、必要性、適時性、地元の推進体制については前回の再評価時と同様にいずれも高く評価できることから、全てA評価としてございまして、大項目の評価も右上のとおりA評価としてございます。

その下、費用対効果の分析になります。費用対効果分析の表の一番下、計画時との比較になります。先ほど委員からの質問の中でご説明したとおり、B/Cが減少した主な要因は建設費用の増及び便益項目の減によるものとなっております、前回よりB/Cが減っていることからB評価、費用対効果分析の全体評価としてもB評価としてございます。

続きまして次のページ、コスト縮減と代替案の検討状況でございます。コスト縮減につきましては、河床掘削時に発生した発生土を築堤に流用することで経費の縮減を図ってございます。代替案については、ダムと遊水地を検討しておりましたけれども、適地はないという状況であり、これら十分な検討をしたということで大項目全体でA評価としてございます。

続いて(5)評価に当たり特に考慮すべき点ですが、住民ニーズに関する把握、あるいは住民の皆さんからも、洪水の被害を被っている方からは事業の早期完成を望む声が多いという状況。続いて環境影響への配慮ですけれども、そこにある7項目で評価してございまして、これらについてもA評価、(5)全体としてもA評価としてございます。

続いて対応方針ですけれども、以上の状況を踏まえまして、事業の進捗状況と費用対効果の分析がB評価であるものの、大きな阻害要因もなく、費用対効果も1.0以上を確保していることから、沿川住民の生命財産を洪水被害から守るため対応方針を「継続」として考えています。

続きましてH30-8をお願いいたします。

広域河川改修事業、十川、市町村は五所川原市他3市町となっております。採択年度は昭和26年、終了予定につきまして、前回再評価時には平成30年としていたものを、今回、平成40年に延長してございます。

事業目的として、十川については概ね50年に1度発生する洪水に対して、安全に流下させるための事業を進めてございます。主な内容、事業費については前回の再評価と変更はございません。

その下、事業の進捗状況です。計画全体に対する進捗が79%となっております。

ここでまた5枚めくっていただきまして位置図等が掲載されている資料をご覧ください。十川の改修の特徴といたしましては、2ページ目の航空写真を見ていただきますと分かるとおり、特に五所川原市内においては河川の右岸側に家がたくさん張り付いている状況に

なっております。そういう状況を踏まえまして、1 ページ目の方なんですけれども、河川の右岸側を広げるのではなくて河川の左側に新しい堤防を設けるという改修をしております。

もう1つ、全体計画平面図を見ていただきますと、特に岩木川合流点付近に橋梁や頭首工などの構造物が集中しているのがお分かりになるかと思えます。こちらにつきまして、これまで鋭意事業を進めてきたところです。

調書の1 / 3へお戻りください。事業進捗状況の説明になりますけれども、今、申したとおり大型構造物の改築を完成させるなど順調に事業の進捗が図られている状況です。ここでも先ほどと同様の話になりますけれども、平成30年から平成40年に事業を10年間延長することにより、事業を完成させる見込みとしております。

事業の進捗状況全般に関する評価は、前回の再評価から事業期間が延びていますので、これもB評価にしております。

次のページをお願いします。社会経済情勢の変化でございます。これにつきましても先ほどと同様に必要性、適時性、地元の推進体制等が前回評価時と同様いずれも高く評価ということで、A評価、項目全体につきましてもA評価としてございます。

費用対効果の分析につきましても、一番下、計画時との比較になりますけれども、基本的に評価基準年の見直し及び各種資産評価の見直しによる減がB / Cの減少の要因となっております。ございまして、費用対効果の評価もBとなっております。

次のページ、(4) コスト縮減・代替案、あるいは(5) 評価に当たり特に考慮すべき点も、先ほどの平川と同様でございます。A評価となっております。

対応方針につきまして、事業進捗状況と費用対効果分析の要因変化がB評価でありますけれども、沿川住民の生命財産を守るために対応方針を「継続」として考えてございます。

ここで、H30-8で様式の記入にミスがありましたので修正させていただきます。H30-8の3 / 3の調書になります。先ほど道路の調書にもありましたけれども、(5) の評価に当たり特に考慮すべき点の中の環境影響への配慮、これが私どもも●が抜けておりましたので、「配慮している」に修正した形で差し替えて別途行いたいと思っております。

続きましてH30-9、旧十川になります。広域河川改修事業、旧十川、市町村は五所川原市でございます。採択年度は昭和45年、終了予定年度が前回、平成28年度としていたものを、今回、平成38年度に延期をしております。

事業目的ですけれども、旧十川についても概ね50年に1度発生する洪水に対して、安全に流下させることを目的として事業を進めております。事業内容と事業費につきましては前回の再評価と変更はございません。

事業の進捗状況ですけれども、計画全体に対して88.7%の進捗となっております。

ここでまた5枚ほど資料をめぐってください。旧十川広域河川改修事業につきましては、2 ページ目にありますとおり旧十川工区と金木川工区の2つに分かれて事業を進めております。まず旧十川工区ですけれども、横断図を見ていただくと黒いところ、暫定的な堤防を

これまで整備してきており、それを計画上、必要な高さまでさらに盛り土をする工事を進めております。平面図を見ていただきますと、概ね黒く着色されており、ほとんど全ての区間において計画堤防高の築堤が完成している状況です。金木川につきましては、旧十川の改修事業の進行を踏まえながら、先ほどの十川と同様に左岸側に新しい堤防を設置するよう、今後進めていくことにしております。

調書の1/3へお戻りください。事業進捗状況の説明欄になりますけれども、旧十川については相当程度河川改修が進んでいますし、金木川につきましては、これも同様であります。平成28年度から平成38年度に事業期間を延長することにより、事業を完成させる見込みとしております。これにつきましても前回の再評価から事業期間が延びておりますので、項目の評価はB評価としてございます。

次のページをお願いします。社会経済情勢の変化、これにつきましても必要性、適時性、地元推進体制、これらが前回の再評価と同様にいずれも高く評価ということで、A評価としてございます。

費用対効果の要因変化でありますけれども、これも同様に各種資産単価と事業費の見直しによる減少でB/Cが減っているというところでございます。

次のページ、(4)、(5)、これらについてもこれまでと同様にA評価としてございます。

以上の点を踏まえまして、沿川住民の生命財産を守るため、対応方針は「継続」として考えてございます。

続きまして整理番号H30-10をお願いいたします。

広域河川改修事業、七戸川、市町村は七戸町、東北町でございます。採択年度は昭和55年、終了予定が前回の再評価時には平成38年としていたものを、平成43年度と変更しております。

事業の目的ですが、ここについても概ね50年に1度発生する洪水に対して、安全に流下させることとしてございます。事業内容、事業費についても前回の再評価と変更はございません。

事業の進捗状況ですけれども、計画全体に対して48.9%の進捗となっております。これについても、5枚ほどおめくりください。七戸川につきましては延長が14.6kmとかなり長い河川になっております。ですので一気に完成断面で整備をするのではなくて、まずは堤防を造っていかうということで、少しでも早く上流側まで効果が発現するような方法で河川改修を進めている状況でございます。この効果もあり、2ページ目の下、平成2年のような大規模な災害は近年は発生していない状況であります。

また調書の1枚目にお戻りください。事業の進捗状況の説明欄にありますけれども、改修延長が長く、年次計画に対する進捗率は高くないのですけれども、暫定断面で坪川合流点まで完了している状況でございます。これにつきましても、事業期間を平成38年から43年にすることにより事業を完成させる見込みとしてございます。項目全体の評価はB評価となります。

次のページをお願いします。社会経済情勢の変化、これにつきましてもこれまでと同様A評価としてございます。

費用対効果分析の要因変化、ここにつきましても冒頭、南委員への回答でお答えしたとおり、便益項目の減につきまして各種資産、評価単価の見直しのみによる減少、つまり工期の延長による減少はないというところが違いになります。

次のページ、コスト縮減・代替案の検討状況と評価に当たり特に考慮すべき点ですけれども、これまでの河川同様、A評価としてございます。

対応方針といたしましても、七戸川沿川住民の生命財産を守るため「継続」としたいと考えてございます。

続いてH30-11をお願いいたします。

総合流域防災事業の天田内川、市町村は青森市になります。採択年度は昭和49年、終了予定が前回再評価時には平成32年度としていたものを、平成40年度に変更してございます。事業目的といたしましては、概ね30年に1度発生する洪水を安全に流下させることを目的として事業を進めております。主な内容、事業費については変更はございません。

事業の進捗状況ですが、計画全体に対して78.4%の進捗状況となっております。これにつきましても5枚ほどおめくりください。ここにつきましても標準横断図を見ていただきますと、白抜きの護岸等が将来計画、黒塗りの掘削したところが今、暫定計画で進めている状況で、ここにつきましても将来的な完成を一気に目指すのではなくて、暫定断面で少しでも早く上流を整備できるような改修を進めている状況でございます。

調書の1/3へお戻りください。事業の進捗状況の説明欄になりますけれども、捷水路の整備を28年度までに完了し、順調に事業の進捗が図られているところです。ここにつきましても平成32年度から平成40年度まで事業期間を延長することにより事業を完成させる見込みであります。よって、事業の進捗状況を含めた評価もB評価としてございます。

次のページをお願いいたします。社会経済情勢の変化でございますけれども、ここにつきましても必要性、適時性、地元の推進体制等A評価としておりまして、項目全体もA評価としてございます。

費用対効果分析ですけれども、各種資産評価単価の見直しと事業期間の見直しの減少を踏まえてB/Cが減っているため、項目全体もB評価としてございます。

その次のページ、コスト縮減及び(5)評価に当たり特に考慮すべき点もA評価としてございます。

対応方針といたしましても、天田内川沿川住民の生命財産を守るため、対応方針は「継続」として考えてございます。

続いてH30-12の浅水川をお願いいたします。

広域河川改修事業の浅水川になります。採択年度は平成16年、終了予定年度が前回の再評価時には平成28年度としていたものを、今回、平成35年度に変更してございます。浅水川につきましては概ね20年に1度発生する洪水を安全に流下させることを目標として



ございます。ここにつきましては事業内容に変更ないのですけれども事業費の変更がございます。主な内容は書いてありますとおり、地質調査を踏まえて施設設計を行った結果、堤防を横断する樋門や橋梁等の構造物に要する費用が増加となったため、事業費を前回の34億円から今回、38億円と変更してございます。

事業の進捗状況ですけれども、計画全体に対して81.3%の進捗となっております。これについても5枚ほどおめくりください。全体計画平面図を見ていただきますと、浅水川の全体は7,038mあります。ここで左側が八戸市、途中に点線がありますが点線から上流側が五戸町の工区となりまして、平成16年度から4,230m間について五戸町工区として事業を進めてきたところです。

また1枚目にお戻りください。浅水川につきましては順調に事業の進捗が図られているものの、先ほどと同様に県内の河川事業予算が減りまして、事業期間を延長、平成28年から平成35年に事業期間を延長することにより事業を完成させる見込みとしております。よって、ここもB評価としております。

続きまして次のページ、(2)社会経済情勢の変化、これにつきましては、これまでの河川と同様にA評価としてございます。

続きまして(3)費用対効果分析の要因変化ですけれども、ここにつきましては事業費が増えておりますので、それもB/Cの減少の要因となっております。よって項目全体もB評価になってございます。

(4)(5)、これらについてもこれまでの河川と同様にA評価としてございまして、対応方針ですけれども、沿川住民の生命財産を洪水から守るため、本事業の対応方針を「継続」として考えてございます。

最後になりますけれども、H30-13をお願いいたします。

資料の説明に入ります前に調書の修正がありましたので、そこからご説明をいたします。調書の3枚目に費用対効果分析説明資料という様式がございます。費用対効果の説明書の中で、まず1番、費用対効果の算定根拠ですけれども、下から3行目、事業着手時点から完成、「完成」の漢字がまず間違っております。続きまして、2 事業全体の投資効率性、1) 事業に要する費用、総費用が122億500万となっておりますが、これも記入ミスで、正解はその下の表にあります126億9,300万円が正解です。

調書の1ページに戻っていただきます。

工事につきましては、事業種別が海岸事業、事業名が海岸侵食対策事業、烏沢海岸、市町村名がむつ市となっております。ここにつきましては、まず人工リーフという工種が馴染みがないかもしれませんので、まず4枚おめくりください。事業の目的を写真を使って説明をしますと、まず2ページ目の航空写真で見ますと、現在の海岸線が例えば1番、2番とあるわけですが、これは昭和40年代にはかなり沖側にありました。その後、砂浜が侵食されてきて、砂浜が侵食されたことによりまして波浪が減衰しないでそのまま人家が密集する背後地に打ち上げられる状況になっております。このような状況の下、人工リーフという人工

的な浅瀬を整備する事業です。それを表したものが1ページ目の標準横断面図になります。

1ページ目の標準横断面図ですけれども、人工リーフという人工的な浅瀬を整備することによりまして、これ以上の砂浜の侵食を防止するとともに波浪のエネルギーを分散させまして浸水被害を防止するという事業を進めております。標準横断面図を見ていただきますと、人工リーフの一番高いところでも水面下となっております、陸側からこの構造物を目で見ることにはできません。その上の平面図を見ていただきますと、全部で11基の人工リーフを整備する計画でございます。これまでに標準横断面図の黒いところ、暫定的な断面で11基全ての整備を終えておりまして、これを完成断面、つまり幅50mの人工リーフ工事を現在進めておりまして、全体計画平面図を見ていただきますと、6号リーフ、7号リーフ、10号リーフの3基がこれまで完成している状況になっております。

調書の1ページ目にお戻りください。事業概要のうち事業目的は今、ご説明した内容で、主な内容、事業費につきましては前回の再評価と変更はございません。

事業の進捗状況ですけれども、計画全体に対して59.3%となっております。その下の説明ですけれども、先ほど説明したとおり11基中3基が整備済とありますけれども、海岸事業につきましても予算がかなり厳しい状況でございます。よって平成30年から40年に事業期間を延長することにより事業を完成させる見込みとしておりまして、項目全体評価もB評価としてございます。

次のページをお願いいたします。これも社会経済情勢の変化でございますが、河川事業と同様に必要性、適時性、地元の推進体制について高く評価できますのでA評価としておりまして、項目全体もA評価としてございます。

続いて(3)の費用対効果分析の要因変化、これもこれまでの説明と同様に各種資産評価単価の減と事業期間の見直しによる減によりB/Cが減少している状況でございます。

ここで先ほど南委員からご指摘があったんですけども、B/Cが海岸事業、烏沢海岸だけ6.92と今回高い状況であるということで、河川事業と比べても高いのではないかというご質問がありました。これにつきましては、まず河川事業というのはどうしても集落が点在しておりまして事業区間が長くなるのに対して、烏沢海岸につきましては、先ほど写真で見ていただいたとおり背後地が割と密集した状況である中で事業を進めていくことによって効率的に、ある意味、費用があまりかからない状況で事業を整備しているということ、海岸事業の場合、用地補償費がないということも1つあります。もう1つ、河川事業の場合ですと堤防を広げる場合に橋梁の架け替えであったり、そういった工作物の改築も出てくるわけですが、そういったことも海岸事業にはないということで、河川事業と比べて烏沢海岸についてはB/Cが高い状況になってございます。

(4)(5)につきましても河川事業と同様にA評価にしております。

対応方針につきましても、海岸侵食を防止し高波災害から沿岸住民を守るため、対応方針を「継続」としております。

説明は以上となります。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

それではただ今ご説明いただきました河川砂防課からの担当事業の説明内容についてご質問等をお受けしたいと思います。

まず整理番号の7番でございます。平川の事業について委員の皆様方からご質問ございますでしょうか。事前に南先生の方からいただいておりますので、回答内容について確認をお願いいたします。

(南委員)

事前の質問については、特に質問はございません。改めて今の説明を聞いて3点ほど確認させていただきたいと思います。

まず最初は、H30-7の平川の件で、ページをめくっていただいて(3)のB/Cの話です。ちょっと気になったのはBのベネフィットの方です。治水のところを見ますと前は約1,800億が、今回見直すと1,400億で300億減っているんですね。創っている効果に対して300億減っているという数字になっております。これは基準が改正されたら、下の分析のデータが平成30年2月が変わっておりまして、多分単価とか基準が変わったことだろうとは思いますが、もし分かったら教えていただきたいのは、これは300億も減っているのは人口が減るから守るべきものがなくなっているのか、それとも資産の価値が下がったのか、それとも他の要因があるのか。ベネフィットがこれだけ下がる要因をもしお分かりでしたら教えていただければと思います。

(河川砂防課)

先ほどご説明した、今回事前質問をいただいている資料2の9ページ目をお開きください。

下の表を見ていただきますと、左側が平成25年の再評価、右側が平成30年度の再評価となっております。まず年便益とは何かということですが、これは1年間に発生する可能性がある被害額と捉えていただければと思います。それを50年間積み上げているのが基本的な河川事業の便益の考え方となっております。先ほどご質問がありました人口が減少の要因なのか、資産の価値が減少の要因なのかという話がありましたけれども、今回、人口については前回評価と変えておりません。ただ資産につきましては平成25年度の資産と平成30年度の資産を見直しております。

よって、まず資産単価の評価の見直しによりまして、年便益だけに着目していただきますと、平成25年度の再評価では130億5,200万円だったものが平成30年の再評価では128億5,300万となっておりますので、まず資産評価額で減がありますというのが1つ、もう1つ便益が減っているのではないかというお話でした。これにつきましては基準年から供用開始年度が延びれば延びるほど、社会的割引率がかかります。つまり、ここでい

きますと、平成25年再評価では社会的割引率が0.79だったものが平成30年の再評価では0.65から始まっている。つまり、より割り引かれた形から50年間の評価が始まるという形になっておりまして、平川の減った要因は今申した資産評価単価の見直しと事業期間が延びたためという2つの要因から便益が減っているということになります。

(南委員)

ありがとうございます。

次、2つ目の質問をさせていただきます。河川、海岸事業で、例えば平川計画確率年が20年に1度、それから十川50年、旧十川が50年、七戸が50年と年度が全然違う。これはなぜ、例えば全部統一して50年ではないのかなど。それと、平川を20年で整備しました。そうしたらまたその完成した後に、例えば今度50年に見直すということは考えていらっしゃるのかということの2つ。

(河川砂防課)

河川の計画規模、いわゆる確率を決める際に、まず河川整備基本方針というマスタープラン、長期的な方針と、河川整備計画というアクションプラン、つまり段階的な計画と2つあります。まず一級水系の話からしますと、県内3水系ありますけれども、全て100年に1回の洪水に対応しようという方針であります。それに対して、今進めておりますアクションプラン、河川整備計画になりますが、そこにおいては途中段階である20年だったり50年だったりしております。

私ども、基本的には一級水系の流域面積の大きい河川、あるいは資産の集中する河川は、50年に1回の洪水に対応し整備したいと考えております。つまり、十川と旧十川と七戸川は50年に1回の確率でやろうと思っているんですけども、まず平川につきましては直轄区間の計画流量と整合を図る関係で今の規模で事業を進めている。もう1つ、浅水川につきましても直轄の馬淵川に直接合流する河川なんですけれども、その直轄の整備状況と調整を図りながら、1/20までは河川改修をしてもいいと。むしろそれ以上、先に河川改修をしてしまうと直轄の馬淵川に悪影響が及ぶのではないかと。そういった調整を経て確率規模を決定したということです。

(南委員)

どうもありがとうございました。

あと最後の質問です、すいません。13番、烏沢海岸。人工リーフの話をしていただいて、5枚目が位置図で、全体計画図ということで11基の人工リーフを設置しますということなんですけれども。その前のページに環境計画、その一番下です。評価項目の環境配慮ということで、具体的な内容に、「深淺測量を行い、地盤沈下の有無を確認する。」とあります。この地盤沈下というのが気になっておりまして、構造的には捨て石があって、その上にプロ

ックを乗せる構造物です。この地盤沈下とか、その構造物というのは沈下するという意味なんですけれども、被覆ブロックが滑落するので地盤沈下を起こさないけれども下がるということも考えられますので、この評価に深浅測量、地盤沈下と形状の変化というのを入れた方がよろしいのではないかなと思っておりませんが、いかがでしょうか。

(河川砂防課)

ご指摘のとおりかと思しますので、その表現もぜひ入れさせていただきますと共に、まず深浅測量を行っている理由というところも若干補足いたしますと、侵食対策事業の効果を把握する必要があります。航空写真からですと、どうしても平面的な海岸線の変化しかつかめないんですけれども、それを沖側に横断的に測量することによりまして、より波浪の減衰効果が確認できるということで、今、3年から4年に1回程度、深浅測量を行っております。

なので、今、ご指摘のありました人工リーフそのものの形状の変化も深浅測量の際に確認することができますので、そのような方向で修正したいと思います。

(阿波委員長)

他にはよろしいでしょうか。

それでは事業全体に関わる問題に関して。どうぞ、お願いします。

(泉委員)

単純な質問で申し訳ありませんけれども。共通して、2の評価指標のうち、問題点として、「近年の河川事業の予算規模から、事業期間を延長」という記載がありますけれども、その工期を今回、変更するという時点をどういうふうに判断しているのかということと、例えばH30-7の平川でいけば、30年度に変更をして43年に終了とありますけれども、今回、終了年度内に予算が追加されたら、そういうふうなことがないという前提でこういうふうな評価をしているのかどうか、ちょっと教えていただければと思いますが。

(河川砂防課)

まず予算の状況ですけれども、平成25年、まさに再評価を受けた年以降の予算の規模が15億から17億ぐらいで推移している状況でございます。そういった中で、今年、平成30年度に限っていいますと13河川、17億で13河川の整備を進めているところです。

この予算が今後減るということは今は設定していませんので、先ほどの質問の答えとしては、事業費の規模はまず現状をキープした前提の下に、かつ河川改修があちこちで終わっていったら、1河川あたりの事業費が増えていくことも踏まえながら設定していくと、今回お示したような工期で何とか収まるのではないかと考えております。

(泉委員)

この平川でいけば、一応終了の予定は43年度になっているので、43年度でもう河川改修は終了できるという判断でいいんですね。

(河川砂防課)

現状の予算が持続できるという前提の下、そのように考えています。

(泉委員)

そうですね、予算が前提であるということかと思います。予算がなければ当然、また再評価がされるんですかね。

(阿波委員長)

他に何かありますか。どうぞ。

(河川砂防課)

ご懸念もごもっともだと思いますので、例えば次回、5年度にまた再評価があるんですけども、その時にはまた予算の傾向が掴めてくると思います。具体的に申しますと、私ども、今、平成32年度まで復興事業というものをやっております。復興事業の予算が、先ほど一般的な改修17億とご説明しましたけれども、実は復興の予算がそれを上回る40億、かなり大きい予算規模になっておりまして、その事業は平成32年度に終わることになっています。そういった外的要因を踏まえながら、次回の再評価でその辺を分析してご説明をしたいと思います。

(阿波委員長)

その他、委員の皆様、どうですか。

(丹治委員)

3点ほどあるんですけども。1点目は、依然としてよく分からないんですが。

期間の取り方が全然よく分からないんですけど。事業の概要の項目を見ると、始まっているのは採択年度、昭和20年とか。H30-8は、多分、ミスだと思うんですけど、採択年度が昭和26年で着手が平成26年ということは、平成は多分ミスかと思います。

そうすると採択してからメチャメチャ時間がかかっているの、それを割引率で全部乗せちゃったらとんでもない話になって計算できなくなるので。そこは分かるんですけど、農水省の、例えば福岡県の排水改良事業なども100年事業とか言われて、昔からやっていたんですけども、結局叩かれたので今は1期事業、1期事業というふうにパーツに分けてやっているんですよ。これも、ここでやっているのはパーツなのか、全事業なのか、ちよっ

と書き方が今一つよく分からないんですけれど。もし1期とか2期とかいうのであれば、何とか川だけではなくてちょっと分かるように書いていただかないと。こんなに長かったら、もう基準年をどこに置くか鉛筆をなめられちゃうイメージを与えちゃうので。そこはクリアにしてほしいなと思っています。

2点目は、逆に言うと、もし、それが20年くらいで1つの工区が決まるのであれば、基準年を変えていいという経済学的な理由は多分一つもないと思うので、これで本当がいいのかと。

3点目は、先ほど20年、50年と言いましたけれど、社会的割引率でB/Cを計算する場合の基準は普通は耐用年数ですよ。耐用年数が違うというふうに考えちゃっていいのかと、ちょっとそれも変な感じがするので、期間の取り方に関連して3つ質問があるので、まずそれを教えてください。

(河川砂防課)

まず事業区間の取り方ですけれど、これにつきましては全延長、例えばH30-8、十川で申しますと、1工区、2工区で分けているのではなくて全体で行きますと20.4km全てを事業区間として捉えております。その結果、昭和の初期に採択された河川が、これは現在も事業が継続しているというところです。

逆に分けてはどうかという話も出てくるかと思いますが、分けた場合に難しいのは、Bの取り方、つまり洪水被害の軽減がBになるわけですけれども、ある区間が終わったから全ての浸水被害が減るかと言われると、河川は長いものですから上流で溢れた水が下流に来るとか、Bの取り方が非常に難しく。なので、こういうふうに原始河川から改修後の姿を設定している、ですからBを設定している、分けづらい。逆に言うと支川単位で見れば分けることができるかもしれませんが、ちょっとその辺はこれからの勉強なんですけれども、こういった事情があって長く取らざるを得ないというのが一つのお答えです。

2つ目の基準年を変えていいのかという話、それは私どもがこのような作業をする際に直轄河川改修事業のやり方を参考というか真似させてもらっている状況でして、直轄の場合は3年に1度くらいで再評価しているわけなんですけれども、再評価の年に基準をずらしている、そこは倣ったというのが回答になります。

もう1つ、計画規模と耐用年数、私の先ほどの説明が悪くて申し訳なかったんですけれども、20年とか30年というのはあくまでも雨の確率、洪水が発生する確率の話であって、耐用年数は施設が完成してから50年ということで、それで評価しております。

(丹治委員)

ありがとうございました。

2点目は最後の海岸事業ですけれど、2つ分からないところがあって、1つはこの事業は高波だけを対象にしている、高潮を考えてないと。写真を見るとほとんど無堤に近いような

感じなので、この事業をやっても高潮が来た時には全然事業効果がないみたいなので、本当にそれでベネフィットが出るのかというのが1つの質問です。

それから2点目は、逆に高波の被害だとすると、確率計算をするとメチャクチャ難しいので、ベネフィットの作り方もすごく難しいと思うんですけども、何かその辺、これを出した時の考え方というのがあれば教えてほしいなと思います。

(河川砂防課)

まず高波と高潮の話でありますけれども、青森県内におきまして低気圧を原因とした高潮というのは、陸奥湾内というか、ある程度限定された現象でございまして、この津軽海峡側ではむしろ高波による被害の方が卓越している状況でございまして。

よって、烏沢海岸についても高波を対象とした計算をしております、具体的に申しますと30年に1度発生する確率を統計処理して、それを沿岸に打ち寄せると仮定した場合に必要な施設を設定しています。Bにつきましても、この施設がない場合の浸水被害、つまり平面図でいうところの黒く着色しているところです。この黒く着色したところが想定浸水範囲ということになりまして、その便益を算定して検討をしているというところです。

(丹治委員)

ちょっと確認をしたいんですけども。という質問をしたのは、実は波浪については昔は紙に書いていて、磁気のリコーダーになってから比較的年限が少ないものですから、雨などと比べると非常に確率計算をするのに苦勞をされていることが多いと思うんです。ここは、その問題はなかったと理解していいでしょうか。

(河川砂防課)

ご指摘のとおり、波を直接処理するのではなく風を統計処理して計算しているんですけども、近年はデータが蓄積されたということで、私ども、海岸事業をやっていますけれども、例えば港湾であったり漁港であったり、そういった関係各課とも同じ波を使いながら事業を進めることにしております。

(丹治委員)

ありがとうございました。

最後の3点目は、河川事業全般なんですけれども、例えばH30-11、一番最後のページ、天田内川、この上の写真で見ていただくと何か蛇行しているところを真っすぐにしちゃうような計画で、しかも計画を見せていただくと河川の蛇行があつて河畔植生があるところをバツサリ切っちゃうような計画が結構あるんですけど、これ、生態系からすると魚類の生態系がほぼアウトになるので、明らかにこれは環境への影響はものすごくマイナスになって水質が悪化するんですね。



もう実は関東周辺ではこんないい環境はほとんどなくなって全滅になっちゃったので、保全するということが議論にならないんですけれど、幸い、青森県は残っているの、これ、希望ですけれど、直接B/Cとか再検討とか関係ないんですけれども、人口が減っている時期でありますから、もうちょっと環境を残す方向で考えていただけたらありがたいなと思います。

(河川砂防課)

そうですね、一応環境への配慮事項ということで、一般的に私ども配慮している事項といたしましては、まずどうしても県の管理している河川が元々の水かさが小さい河川が多くて、計画的に改修をしようとする結構大規模な改変がおっしゃるとおり出てきます。その中でも、例えば今、お示しいただいた航空写真のページで申しますと、③にあるように、川幅は広げるんですけれども中をいじらないようにするというので、水際と言われている部分もなるべくいじらないようにすることで、川は広げるんですけれども環境をなるべく変えないようにしようという取組を進めているところです。

(阿波委員長)

よろしいですか。

その他、委員の皆様方からご質問ございますでしょうか。全体的な河川事業に関する内容でも構いません、個別のものでも構いません。

(山端委員)

今データで、30年とか50年と言われるんですけれど、最近、異常気象で何十年に一度とかという想定外の災害が出ていますよね。そうした場合における今のデータは、それはそれでちゃんとあるんでしょうけれども、それ以外にもそういう河川とか、要はうちなどは焼山とか、ああいうふうなところ急傾斜地なんですよ。平川も山なんかがありますが、ああいうふうなところの洪水とか山崩れとなった場合、何か対策を県の方で想定されているかどうか。

(河川砂防課)

それぞれの河川、ある計画を持って整備を進めているところである一方で、冒頭申したとおり、岩手県、あるいは秋田県では計画を上回るような雨が来ているのもおっしゃるとおり事実であります。計画を上回る雨に、ハードで一気に対応するというのは難しいところがありまして、そういった中でいろいろな避難、皆様の避難行動を支援する取組がまず必要かと。

つまり、洪水や土砂災害において少なくとも人命だけは守れるような取組、ソフト対策を交えながらこういったハードも一緒にやっていくということで、今、県の方では対策を進めております。

(阿波委員長)

よろしいですか。

はい、どうぞ。

(河川砂防課)

ちょっと補足させていただきますと、確かに今、50分の1で改修している河川が、最近、雨が非常に大きくなってきて、今、評価をするとちょっと下がるかもわからないということがあります。ただ、今、一連でやっているのを、一洪水あったからといってまた新たに計画を練り直すということはなかなか難しいので、今言ったみたいに、例えば今、作業をしているのは浸水想定区域図、溢れた場合にこれだけの範囲が溢れますよという分析を、例えば今想定される最大規模、極端に言うと1000年に1度くらいの雨の範囲の浸水想定区域図とかも作って、今、作業をしていますし、その他に去年の九州北部豪雨で水位計がないところがだいぶ溢れたので、ないところもある程度カバーできるように、危機管理型と言いまし常時ではないんですが大雨が降った時に測るような、そういう水位計、簡単に費用100万円以下で付けれるような、そういうソフト対策でとにかく守れるものは守る、人命だけは最低守る、そういうふうなことでハードはハードとして進めるのですが、それでカバーできない部分は今言ったようなソフト対策で、今、一生懸命やっている状況です。

(山端委員)

それに関して、今、要はほとんど管理されない森林があつて、それが倒木になって川に流れて、橋を詰まらせて洪水を起こしたという岩手の例があつて、そういうものはこの県庁の各課の中で横断的に情報共有されているものか。

(河川砂防課)

うちの方と具体的に連携している事業があるかということ、ちょっとなかなか今はないんですけれども、そういう流木とかが大量に出るようなところについては、既設の砂防ダムとか、これから新規に造る砂防ダムなどに、いわゆる流木が来た場合に止めれるような、そういう、急いで流木対策をやらなければいけないようなところを、去年、国の方からそういう溪流をピックアップしてお金を付けましょうということで、今、そういう形でやっています。

(阿波委員長)

よろしいでしょうか。

その他、委員の皆様方から河川事業に関するご質問、ございますでしょうか。

(渡辺委員)

H30-13の工事でちょっと確認ですけれども。先ほど質問があつたのですが、高波の

被害を受けているのに本当に人工リーフでいいのかという疑問がありました。説明の中で、ここの地区というのは砂の掘削があって被害を受けているというところで、ああ、そうなのかと思いました。ただ、図の書いてある1ページの下横断図の右側に消波工がグレーになっているんですけど。これはこの事業の中で作ったものと考えればいいんですか、それとも既設のものをただ載せているだけでしょうか？

(河川砂防課)

お答えですけれども、この消波工と護岸につきましては、この事業とは別、既設のものです。この消波工と護岸に対して、先ほど申しましたとおり、高波により越波します。ですので、この人工リーフで波浪を減衰させることによってそれを防ぐというのをこの事業の目的としております。

(渡辺委員)

高波が既設のこの消波工を乗り越えない根拠はあるのでしょうか？計算などされていますか？

(河川砂防課)

波浪計算によりまして、この人工リーフ上を通過することによって波が減衰して、T.P.4mの護岸の天端を超えないとなっています。

(渡辺委員)

確かに砂の掘削については、人工リーフによりある程度低減されると思いますが、これ以上侵食したらもう人家の方まで浸水する可能性もありますので、その辺の対策も含まれていると考えていいんですか。

(河川砂防課)

先ほど少しご説明をしたんですけれども、例えば平面図を見ていただきますと、6号リーフ、7号リーフというのが50mで完成しております。この事業効果を把握するために昨年度、深浅測量、つまり海の横断測量を行っておりまして、その結果、5年前に比べて、このリーフの背後では、砂が堆積傾向にあるということを掴んでおります。

(渡辺委員)

分かりました。ありがとうございました。

(阿波委員長)

その他、いかがでしょうか。よろしいですか、河川事業に関しては。

それでは特にご意見がないようですので、最後の都市計画課から14、お願いいたします。

(都市計画課)

それでは都市計画課長の岡前でございます。

私ども、都市計画課では街路事業、あと公園整備事業、流域下水道事業、こういった事業を担当しておりますが、今回は馬淵川の流域下水道事業についてご審議いただくことになっております。

なお冒頭に事務局の方から説明がございましたとおり、岩木川の流域下水道につきましては既に完成している事業ということで、来年度の事後評価の方に移行するということになりました。直前での変更になりまして大変御迷惑をおかけいたしました。

今回の馬淵川、流域下水道事業につきましては、八戸市の西部地区を中心としました1市3町を対象といたしまして、公共用水域の水質の保全と併せて地域住民の生活環境の改善を図ることを目的として実施しているものでございます。

事業の詳細につきましては、この後、担当のグループマネージャーがご説明いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(都市計画課)

都市計画課 下水道グループの今井といたします。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

資料のH30-14をお願いいたします。

馬淵川流域下水道でございます。実施要件は再評価後5年でございます。地区名につきましては馬淵川処理区といたしまして、八戸市・六戸町・おいらせ町・五戸町の4市町の区域において実施しております。

位置図関係についてですが、5枚目をお開きください。こちらの方に馬淵川流域下水道一般図を載せております。処理場の位置ですけれども、馬淵川の左岸のところ、ちょっと見づらいんですけども青のTと書いてある、ここが馬淵川浄化センターの位置になっております。赤のラインが流域下水道の幹線管渠を示してございまして、この途中に丸いP、これはちょっと小さくて申し訳ないんですけども、黄色の丸いPと書いているのが中継ポンプ場になっております。この処理場と幹線管渠とポンプ場、この3つを県事業として流域下水道事業で行っております。

区域につきましては関連市町の方で整備をするんですけども、この緑とピンク、これを合わせたものが全体計画区域になってございまして、このうち緑の部分については既に認可済みとなっております。

それではまた調書の1/3にお戻りください。

事業期間ですが、昭和56年度に採択されまして、平成47年度の完了を予定しております。事業目的ですが、区域内の流域下水道を行うことにより、公衆衛生の向上と公共用水域

の水質保全を図ることとしております。事業内容ですが、処理区域面積が3,188ha、処理人口が6万1,400人となっており、これは前回評価時に比べまして処理区域面積が406ha、処理人口が1万5,500人の減少となっております。続きまして事業費でございます。前回評価時の総事業費が約452億でしたけれども、今回見直しをした結果、約476億と、約24億円ほど増加となっております。この理由としましては、残事業である処理場の汚泥処理設備、この施設の能力、台数を精査した結果、総事業費が増加しております。

事業の進捗状況につきましては、事業費ベースでいきますと平成29年度末で83.7%と、ほぼ計画どおり事業が進捗していますが、流域関連の市町の事業進捗状況や実際に処理場に入ってくる流入汚水、この伸びが鈍化してしまっていて、そういったことを踏まえまして事業の終了予定年度が平成47年度に延伸しております。事業の実施に当たっては、阻害要件はなく、順調に推移しており、現在全ての市町で供用開始されておきまして、事業効果が発現されていますが、事業終了予定年度を延伸しましたので、こちらの評価はB評価としております。

続いて次のページになります。社会経済情勢の変化でございますが、下水道はライフラインとして欠くことのできない都市の基盤整備等の認識が定着しておきまして、当地区におきましても計画時と同様に事業の必要性、適時性が高く、また地元の合意形成が得られ、推進体制が整っているということでA評価としております。

費用対効果分析でございますが、下水道事業における費用効果分析マニュアル、これに従いまして分析を行った結果、B/Cが1.19と前回評価時より小さくなっております。この主な理由としましては、総事業費の増加及び汚水処理人口の減によるものとなっております。

なお、このB/Cの表の金額につきましては、事業採択時の昭和56年度から建設完了後の50年間の平成97年度まで、105年間について流域下水道とその関連する4市町の事業を一体として算定しております。

続いて次のページのコスト縮減と代替案の検討でございますが、管渠工事につきましては、更生方法による既設管渠の長寿命化を行っており、処理場におきましては高効率の機器の導入などを行っております。また代替案につきましては、各々の市町が単独で下水処理場を整備するよりも、流域下水道が経済的に有利ということで、こちらの評価はA評価としております。

評価に当たり特に考慮すべき点ですが、計画段階で関連市町において住民のニーズを把握し、住民からは下水道整備の要望が強く出されており、環境影響への配慮につきましても5項目で配慮していることから、総合的にA評価としております。

最後に対応方針ですが、事業の進捗状況及び費用対効果分析の要因変化、これらはB評価なんですけれども、それ以外はA評価ということであり、また下水道については地域住民から整備促進の要望も強くありまして、この下水道整備をすることにより公衆衛生の向上と

公共用水域の水質保全、これが図られるということで「継続」としております。  
説明は以上です。

(阿波委員長)

ありがとうございます。  
それでは委員の皆様方からご質問をお願いいたします。

(丹治委員)

面積、人口は見直しで変わっているんですけど、人口が減ったのはいいんですけども、減った面積のところは人がいないのではなくて住んでいる人はいらっしゃるわけですよね。

(都市計画課)

はい。

(丹治委員)

そうすると、例えば小さい集落でやれば、また別のコストがかかるので、逆に言えば面積をどんどん小さくしてコアなところにすればB/Cが大きくなることは可能になると思うので、それはどの辺の按配でこの面積の変更をしたのかという考え方があれば教えてほしいんですけども。

(都市計画課)

面積の減少につきましては、これは人口減少とかそういうのもあるんですけども、実際に費用対効果を出しております。ですので、例えば下水道の管が伸びているんですけども、その先の集落まで実際管渠を延ばすのと、あとそれを止めて合併浄化槽、そういったものに切り替えた場合、そういったものをコスト比較しまして、実際のところは合併浄化槽、個別処理をした方が安いという結果であれば面積を縮小してそれなりにコストの縮減には励んでいるところでございます。

(丹治委員)

ありがとうございます。

(阿波委員長)

その他、ございますでしょうか。  
よろしいですか。事業内容についてはないようですので、次の方に移りたいと思います。  
どうもありがとうございました。  
それでは、続きまして、議事の3まで終わっておりますが、もう4時を過ぎておりまして、

もう少しお時間がかかるかと思いますが、大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

次に議事の4でございます。現地調査についてでございます。この委員会では必要に応じて地元関係者など県以外の方々から意見を聴取する、又は事業実施地区の状況を調査する事業を選定することができることになっております。

これまでの個別の事業の審議を通じて、実際、現場を見る、あるいはその事業の地元関係の方々から意見を直接聴くと、そういった現地調査が必要であると思われる地区がございましたら、次回の委員会で実施したいと考えております。

ここで委員の皆様方から、現地調査の必要性についてご意見、あるいは委員会の意見を決定するにあたり、この事業の現地調査を行いたいというご提案、ご意見がございましたらちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。道路事業、今年度ですと6件、河川関係事業が7件、先ほどの都市計画課の下水関連の事業が1件ということでございますので、その中から委員会の決定にあたり現地施設の視察と地元関係の方々からの意見聴取とか、必要であればご意見等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(山端委員)

特にないんですけども。逆に担当の方々が、ここだけは何か見ていただきたいなという場所があるのであれば行こうかなと。

(阿波委員長)

それはちょっとまた別に検討をしたいと思います。この委員会の意見、審議に関わる必要性から現地調査をご判断いただければと思います。

(山端委員)

端的に言うと、昭和29年あたりからやっている工事が延々と続いて、もう平成も終わる時代にまだまだ続くというのも、まあ必要でやっているわけだけども。

(丹治委員)

なかなか想定する受益者のイメージが、特に防災ですと被災したところに行くとかかなりいろんな意見が出てくると思うんですけど、何も災害が起こっていないと、行ってもレスポンスがないかと。

逆に、今もお話がありましたけれども、この辺で最近被災があつて、行ったら地元の人が説明をしていただけたところを選定していただけたら、その方がいいかなという気がしますが。

(阿波委員長)

河川関係ということですか。

(丹治委員)

河川関係とか。被災した後ぐらいに行くと、いろいろ生々しい話が聞けると思いますけれども。もう何十年もきていないところだと、やっぱりなかなかレスポンスがないような気がします。

(阿波委員長)

なかなか事業が長いので、何十年に1回という確率の災害を扱っていますので、なかなか直近でタイムリーな聴取ができる事業というのは、それほどないのかなと思うんですね。

そうは言っても、多分過去にはいろいろ災害が起きているはずなので、そういう話を聴くのか、もうちょっと別な形でとなるのか。

その他に委員の皆様方ご発言とかご提案とか、ございますでしょうか。

どうしますか、それでは河川事業を1件、どこか。

(丹治委員)

道路だと周辺住民に聞くのかしら。でも幹線道路だから、そういうことはなかなか難しいのでしょうか。

(阿波委員長)

どこかございますか、河川事業、7番から12番です。

(山端委員)

津軽地方は冬期間の豪雪が生活の支障でしょうから、そこら辺が一番、・・・

(阿波委員長)

津軽地区でいきますと、平川ですか。十川。旧十川もそうですね。7、8、9ですね。

過去にこの辺の事業で現地視察に行ったことは、また同じところに行くのもあれかなと思います。過去に行っているのであれば、私は行った記憶はないんですけども、もっと前は。

(事務局)

事務局としては、ちょっと記憶にはなくて、担当課の方で何かご意見とかございますか。今の津軽地域、この7、8、9。



(河川砂防課)

7、8、9でしたら十川が一番、そこがある程度力を入れている地区ですので。大型構造物なども出来上がったりしていますので。7、8、9の中であれば十川がいいかなと思います。

(阿波委員長)

担当課の方からサジェスションされたところが、我々も現地をよく分からない部分もありますので、そうしましたら河川事業で十川ということで、現地の方々の意見を聴くと、もう少し我々、県内の河川事業に関して理解を深めるという意味も含めて、今回現地調査を実施したらどうかなと思います。

いかがでしょうか、十川ということで。

(丹治委員)

十川と旧十川は近いから、両方行くことも可能では。

(阿波委員長)

現地はどちらかですね。時間的に。見るのは見れるかもしれませんが、十川を中心にしていただいて、時間的に余裕があれば十川と旧十川、8、9です。十川を第1の視察対象として、もし時間があれば旧十川ということで、その辺、現地調査については事務局の方に調整をお願いしたいと思いますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

そうしましたらもう一度確認いたしますが、H30-8十川の現地調査を行うということで決定させていただきます。

現地の地元の関係者の人選につきましては、ただ今の委員の皆様方のご意見を参考にしながら、私と事務局の方で選定させていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

そうしましたら議題の5番でございます。現地調査地区を除く委員会意見の決定ということでございます。先ほど8番の事業につきましては次回、現地調査をして、その後、委員会意見の決定ということとさせていただきます。それ以外の事業につきましては、本日、委員会の意見を決定したいと思っております。それでは念のために1つずつ確認していきたいと思います。

まずは整理番号H30-1でございます。こちらの県の道路の改築事業でございますが、こちらは県の対応方針が「継続」となっておりますが、いかがでしょうか。「継続」ということでよろしいですか。じゃあ、そのとおりとさせていただきます。

続いて整理番号H30-2でございます。こちらと同じ道路事業でございますが、増田浅虫線、県の対応方針は「継続」となっております。こちらよろしいでしょうか、「継続」

ということ。

続いてH30—3でございます。こちら県の方針は「継続」となっておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか、このとおりで。はい、じゃあ3番についても「継続」といたします。

続いてH30—4でございます。こちらは対応方針が「継続」となっております。いかがでしょうか。「継続」でよろしいですか。

続いてH30—5です。こちら県の方針は「継続」となっております。いかがでしょうか。「継続」でよろしいですか。

続きましてH30—6です。こちらは名久井岳公園線でございます。こちら県の方針は「継続」となっております。いかがでしょうか。「継続」でよろしいですか。

続いて河川事業になります。H30—7です。こちらは同様に「継続」となっております。いかがでしょうか。「継続」でよろしいですか、平川については。じゃあ「継続」といたします。

H30—8については、次回の第2回の委員会で再度確認したいと思います。

H30—9です。こちらは旧十川ということでございます。こちらは「継続」となっておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか、「継続」で。はい。

続いてH30—10になります。七戸川の改修事業ということになります。こちらは県の方針案が「継続」となっております。いかがでしょうか。「継続」でよろしいですか。

次はH30—11、こちら県の方針案は「継続」となっております。いかがでしょうか。よろしいですか「継続」で。はい。

続いてH30—12です。浅水川、こちら「継続」でございます。どうでしょうか、委員の皆様方、継続でよろしいですか。

それでは続きましてH30—13の烏沢海岸の事業です。こちら「継続」となっておりますが、いかがでしょうか。「継続」でよろしいですか。それでは「継続」といたします。

最後です、都市計画課の下水道事業、馬淵川の下水道でございます。こちら「継続」となっておりますが、いかがでしょうか。いいですか。

それでは、ありがとうございます。

(丹治委員)

いいんですけれども、できたら議事に残してほしいんですけども、河川事業については先ほど言ったように100年事業ですから、事業を全体で止めた方がいいというのは多分この委員会で出すのはほぼ絶望的だと思うので、むしろ違った視点から評価した方がいいのかなと。

○ですか×ですかというと、実際に川は流れていまして、先ほどお話しされたように流下して全部つながっていますから。道路とかと同じ基準で評価をしろというのはちょっときつような気がします。今年はこれでいいと思いますけれども、次年度はこの委員会に求める

意見をもうちょっと工夫をしていただけたらありがたいと思います。

(阿波委員長)

もし、その辺で担当課の方で事業の括り方というか、説明方、評価の仕方について丹治先生のご意見に基づいて改善の方向があるのであればご検討をいただくということで、今日の委員会の議事録に残しておきましょうか。

検討をしていただくということで、もしかしたらなかなか難しいと、当然そういう話が出てくるかと思いますが、一応検討をしていただいて、その辺、勘案していただければと思います。

それでは、ありがとうございました。整理番号8番以外の事業につきましては、県の対応方針案のとおり「継続」として委員会の意見を決定いたします。もし、付帯意見が必要な事業がございましたら、そちらは第3回の委員会で調整させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

20分ほど超過しまして、大変申し訳ございません。本日の議事は全て終了いたしました。事務局の方にお返しいたします。どうぞ、よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは事務局からお知らせいたします。次回の第2回委員会につきましては、先ほど決定されましたH30-8、十川の現地調査を8月下旬に開催する予定とさせていただきたいと思います。8月下旬といいましても、また地元との調整もありますので、そこら辺は正式に決まりましたら改めまして委員の皆様にご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

【閉会】

(司会)

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。長時間にわたり、本当にありがとうございました。